

自己点検・評価報告書

令和 6 年度 認証評価

別府大学短期大学部

自己点検・評価報告書

令和 7 年 8 月

目次

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準 I 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準 I -A 建学の精神]	16
[テーマ 基準 I -B 教育の効果]	17
[テーマ 基準 I -C 社会貢献]	23
[テーマ 基準 I -D 内部質保証]	26
【基準 II 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準 II -A 教育課程]	31
[テーマ 基準 II -B 学習成果]	34
[テーマ 基準 II -C 入学者選抜]	38
[テーマ 基準 II -D 学生支援]	41
【基準 III 教育資源と財的資源】	51
[テーマ 基準 III -A 人的資源]	51
[テーマ 基準 III -B 物的資源]	58
[テーマ 基準 III -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	62
[テーマ 基準 III -D 財的資源]	66
【基準 IV 短期大学運営とガバナンス】	72
[テーマ 基準 IV -A 理事会運営]	72
[テーマ 基準 IV -B 教学運営]	76
[テーマ 基準 IV -C ガバナンス]	80
[テーマ 基準 IV -D 情報公表]	82

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受ける準備のために、別府大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 8 月

理事長

二宮 滋夫

学長

友永 植

ALO

衛藤 大青

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

明治 41 年 4 月	豊州女学校開設
昭和 17 年 4 月	財団法人豊州高等女学校創立認可
昭和 21 年 5 月	別府女学院開校
昭和 22 年 3 月	別府女子専門学校設置認可
昭和 23 年 5 月	豊州高等女学校を大分女子高等学校に編成替え認可
昭和 25 年 3 月	別府女子大学文学部（英文専攻、国文専攻）設置認可
昭和 25 年 4 月	大分女子高等学校を自由ヶ丘高等学校に名称変更（男女共学）
昭和 26 年 2 月	財団法人豊州高等女学校を学校法人佐藤学園に組織変更認可
昭和 26 年 3 月	別府女子専門学校廃止認可
昭和 29 年 2 月	別府女子大学を別府大学に名称変更
昭和 29 年 2 月	別府大学短期大学部（商科・生活科）設置認可
昭和 29 年 4 月	別府大学附属上代文化博物館を開設
昭和 33 年 4 月	自由ヶ丘高等学校を別府大学附属高等学校に名称変更
昭和 35 年 3 月	別府大学附属中学校設置認可
昭和 36 年 7 月	別府大学附属幼稚園設置認可
昭和 37 年 4 月	別府大学短期大学部に初等教育科を増設
昭和 38 年 4 月	別府大学文学部に史学科を増設、別府大学文学部英文専攻を英文学科に、国文専攻を国文学科に名称変更
昭和 39 年 2 月	別府大学附属高等学校通信制課程普通科設置認可
昭和 39 年 4 月	別府大学短期大学部に英文科を増設
昭和 41 年 4 月	別府大学附属高等学校に衛生看護科を増設
昭和 43 年 4 月	別府大学短期大学部英文科を英語科に名称変更
昭和 45 年 4 月	別府青葉高等看護学院設置認可
昭和 47 年 11 月	別府青葉高等看護学院を別府大学附属高等看護学院に名称変更
昭和 48 年 1 月	別府大学文学部に美学美術史学科を増設、別府大学附属中学校を廃止認可
昭和 50 年 12 月	別府大学短期大学部商科を商経科に名称変更
昭和 51 年 12 月	別府大学附属看護専門学校看護専門課程設置認可、別府大学附属高等看護学院廃止認可
昭和 63 年 11 月	別府大学に別科日本語課程を設置
昭和 63 年 12 月	別府大学短期大学部に専攻科福祉専攻を設置
平成元年 12 月	別府大学短期大学部生活科に食物栄養専攻と生活文化専攻の専攻課程を設置
平成 4 年 10 月	別府大学短期大学部商経科と英語科を大分校舎（大分市大字野田字中ノ原浦 380 番）に移転

平成 4 年 12 月	別府大学短期大学部専攻科福祉専攻が学位授与機構に認定
平成 6 年 4 月	別府大学短期大学部生活科生活文化専攻を生活文化科に改組
平成 7 年 1 月	別府大学短期大学部生活科食物栄養専攻を食物栄養科に名称変更
平成 7 年 12 月	別府大学短期大学部に専攻科商経専攻を設置
平成 7 年 12 月	別府大学短期大学部に専攻科初等教育専攻を設置
平成 8 年 1 月	別府大学短期大学部専攻科商経専攻が学位授与機構に認定
平成 8 年 12 月	別府大学大学院文学研究科歴史学専攻修士課程設置認可
平成 8 年 12 月	別府大学文学部文化財学科設置認可
平成 9 年 4 月	別府大学短期大学部生活文化科を大分校舎(大分市大字野田字中ノ原浦 380 番地)に移転
平成 9 年 5 月	学校法人名を「学校法人佐藤学園」から「学校法人別府大学」に名称変更
平成 9 年 12 月	別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻修士課程設置認可
平成 10 年 2 月	別府大学短期大学部専攻科初等教育専攻が学位授与機構に認定
平成 10 年 8 月	学校法人別府大学と学校法人明星学園(明星高等学校・明星中学校・明星小学校・明星幼稚園)の合併認可(同年 10 月、学校法人別府大学と学校法人明星学園との法人合併登記)
平成 10 年 12 月	別府大学大学院文学研究科文化財学専攻修士課程設置認可
平成 10 年 12 月	別府大学大学院文学研究科歴史学専攻博士課程(後期)設置認可
平成 11 年 1 月	別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻博士課程(後期)設置認可
平成 11 年 3 月	明豊中学校設置認可
平成 11 年 3 月	明豊高等学校設置認可
平成 11 年 10 月	別府大学文学部美学美術史学科を芸術文化学科に名称変更
平成 11 年 10 月	別府大学短期大学部英語科を英語コミュニケーション科に名称変更
平成 11 年 12 月	別府大学文学部人間関係学科設置認可
平成 12 年 12 月	別府大学大学院文学研究科文化財学専攻博士課程(後期)設置認可
平成 12 年 12 月	別府大学短期大学部経営情報文化科設置認可
平成 13 年 3 月	別府大学附属高等学校、明星中学校及び明星高等学校廃止認可
平成 13 年 12 月	別府大学食物栄養学部食物栄養学科設置認可
平成 13 年 12 月	明豊高等学校看護科が看護婦学校として指定される
平成 13 年 12 月	明豊高等学校専攻科看護専攻科設置認可
平成 14 年 1 月	別府大学食物栄養学部食物栄養学科が管理栄養士養成施設として指定される
平成 14 年 1 月	別府大学食物栄養学部食物栄養学科が栄養士養成施設として指定される
平成 14 年 2 月	明豊高等学校衛生看護科を看護科に名称変更
平成 14 年 7 月	別府大学短期大学部商経科廃止認可
平成 14 年 12 月	別府大学短期大学部生活文化科廃止認可

平成 15 年 5 月	別府大学大学院文学研究科臨床心理学専攻修士課程設置届出受理
平成 15 年 6 月	別府大学短期大学部地域総合科学科設置届出受理
平成 15 年 11 月	別府大学短期大学部保育科設置認可
平成 16 年 3 月	別府大学短期大学部保育科が保育士養成施設として指定される
平成 16 年 3 月	児童福祉施設「境川保育園」設置認可
平成 16 年 4 月	別府大学附属看護専門学校に二年課程(通信制)を設置
平成 17 年 4 月	ゆふの丘プラザ指定管理者指定(由布市)
平成 17 年 7 月	別府大学大学院食物栄養科学研究科食物栄養学専攻設置認可
平成 17 年 7 月	別府大学食物栄養学部食物バイオ学科設置認可
平成 18 年 3 月	別府大学短期大学部経営情報文化科廃止
平成 18 年 3 月	別府大学短期大学部英語コミュニケーション科廃止
平成 18 年 4 月	別府大学食物栄養学部を食物栄養科学部に名称変更
平成 18 年 4 月	国際交流会館指定管理者指定(別府市)
平成 19 年 3 月	児童福祉施設「春木保育園」設置認可
平成 19 年 11 月	大分香りの博物館開館
平成 21 年 4 月	ゆふの丘プラザ指定管理者指定(由布市)
平成 21 年 4 月	別府大学国際経営学部設置、別府大学文学部国文学科、英文学科、芸術文化学科を国際言語・文化学科に改組、史学科、文化財学科を史学・文化財学科に改組、別府大学食物栄養科学部食物バイオ学科を発酵食品学科に名称変更
平成 22 年 6 月	国際交流会館及びゆふの丘プラザの収益事業認可
平成 25 年 3 月	別府大学文学部文化財学科廃止
平成 25 年 4 月	ゆふの丘プラザ指定管理者指定(由布市)
平成 25 年 7 月	別府大学地域連携推進センターを設置
平成 26 年 3 月	別府大学文学部国文学科、史学科、芸術文化学科廃止
平成 26 年 3 月	大分香りの博物館が、博物館法第 29 条の「博物館に相当する施設」に指定される
平成 27 年 3 月	別府大学文学部英文学科廃止
平成 27 年 3 月	別府大学短期大学部地域総合科学科廃止
平成 27 年 3 月	別府大学附属看護専門学校二年課程(通信制)廃止
平成 29 年 3 月	ゆふの丘プラザ収益事業廃止
平成 30 年 2 月	別府大学ファンヴィレッヂ寮竣工
平成 30 年 3 月	別府大学短期大学部保育科廃止
平成 31 年 2 月	剣志寮竣工
平成 31 年 3 月	別府大学短期大学部専攻科福祉専攻を廃止
令和 3 年 4 月	別府大学大学院文学研究科史学・文化財学専攻設置
令和 4 年 3 月	別府大学大学院文学研究科歴史学専攻を廃止
令和 5 年 3 月	別府大学大学院文学研究科文化財学専攻を廃止
令和 6 年 8 月	別府大学看護学部看護学科設置認可

<短期大学の沿革>

明治 41 年 4 月	豊州女学校を開設
昭和 28 年 4 月	自由ヶ丘保育専門学院を設置
昭和 28 年 4 月	理事長・院長 佐藤義詮
昭和 29 年 2 月	別府大学短期大学部（商科・生活科）を設置
昭和 29 年 2 月	初代学長 佐藤義詮
昭和 29 年 4 月	生活科が栄養士養成施設に指定される
昭和 32 年 3 月	自由ヶ丘保育専門学院を自由ヶ丘幼稚園教員養成所と目的及び校名を改める
昭和 37 年 4 月	初等教育科を増設
昭和 38 年 3 月	自由ヶ丘幼稚園教員養成所を廃止
昭和 39 年 4 月	英文科を増設
昭和 39 年 12 月	初等教育科が保母養成施設として指定される
昭和 43 年 4 月	英文科を英語科と名称変更
昭和 51 年 4 月	商科を商経科と名称変更
昭和 54 年 5 月	体育館完成
昭和 56 年 4 月	別府大学短期大学部幼児児童教育研究センター設置
昭和 56 年 7 月	サークルハウス完成
昭和 59 年 10 月	第二代学長に西村駿一就任
昭和 61 年 11 月	学園創立 80 年記念式典を挙行
昭和 61 年 11 月	大学本館（図書館・研究室・管理部門）完成
昭和 61 年 12 月	第二代理事長に西村駿一就任 学長兼務
昭和 62 年 3 月	別府大学駅開業
昭和 63 年 11 月	武道館完成
昭和 63 年 12 月	研究棟完成
昭和 63 年 12 月	専攻科福祉専攻を設置
昭和 63 年 12 月	専攻科福祉専攻棟完成
平成元年 12 月	生活科に食物栄養専攻と生活文化専攻の専攻課程を設置
平成 2 年 9 月	体育館完成
平成 4 年 10 月	別府大学短期大学部大分校舎開学
平成 4 年 12 月	短期大学部専攻科福祉専攻が学位授与機構に認定
平成 5 年 1 月	放送大学と単位互換協定締結
平成 5 年 4 月	第三代学長に野中卓就任
平成 6 年 4 月	生活科生活文化専攻を生活文化科に改組
平成 6 年 10 月	湯布院教職員研修所開設
平成 7 年 1 月	生活科食物栄養専攻を食物栄養科に改称
平成 7 年 4 月	別府市国際交流会館完成
平成 7 年 4 月	宇佐教育研究センター完成
平成 7 年 6 月	大分校舎セミナーハウス完成

平成 7 年 10 月	別府大学文化ホール完成
平成 7 年 12 月	専攻科商経専攻及び初等教育専攻を設置
平成 8 年 1 月	短期大学部専攻科商経専攻が学位授与機構に認定
平成 9 年 2 月	30 号館竣工
平成 9 年 4 月	第四代学長に西村駿一就任
平成 9 年 5 月	学校法人名変更 学校法人佐藤学園を学校法人別府大学に変更
平成 10 年 2 月	短期大学部専攻科初等教育専攻が学位授与機構に認定
平成 10 年 4 月	別府大学日田歴史文化研究センター完成
平成 10 年 5 月	別府大学創立 90 周年記念式典を挙行
平成 10 年 10 月	学校法人別府大学と学校法人明星学園との合併
平成 11 年 3 月	別府大学歴史文化総合研究センター完成
平成 11 年 10 月	英語科を英語コミュニケーション科に名称変更
平成 12 年 12 月	商経科と生活文化科を改組し、経営情報文化科を設置
平成 13 年 1 月	剣道場完成
平成 13 年 4 月	第五代学長に田中恒治就任
平成 14 年 7 月	商経科を廃止
平成 14 年 12 月	生活文化科を廃止
平成 16 年 4 月	保育科・地域総合科学科を設置
平成 18 年 3 月	経営情報文化科・英語コミュニケーション科を廃止
平成 18 年 4 月	食物栄養科定員増 (30 人⇒50 人)
平成 18 年 10 月	別府大学メディア教育・研究センター完成
平成 19 年 11 月	大分香りの博物館開館
平成 20 年 5 月	学校法人別府大学創立 100 周年記念式典を挙行
平成 20 年 5 月	2 号館竣工
平成 20 年 11 月	第三代理事長に日高紘一郎就任
平成 22 年 4 月	第六代学長に金子進之助就任
平成 25 年 6 月	別府大学短期大学部創立 60 年記念式典を挙行
平成 25 年 7 月	地域連携推進センターを設置
平成 26 年 4 月	第七代学長に野村正則就任
平成 27 年 3 月	地域総合科学科を廃止
平成 27 年 4 月	第四代理事長に二宮滋夫就任
平成 29 年 4 月	第八代学長に仲嶺まり子就任
平成 29 年 4 月	初等教育科定員増 (150 人⇒200 人)
平成 30 年 2 月	別府大学ファンヴィレッヂ寮竣工
平成 30 年 3 月	保育科を廃止
平成 31 年 3 月	専攻科福祉専攻を廃止
令和 5 年 4 月	第九代学長に友永植就任
令和 7 年 4 月	食物栄養科定員減 (50 人⇒40 人)

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和7（2025）年5月1日現在

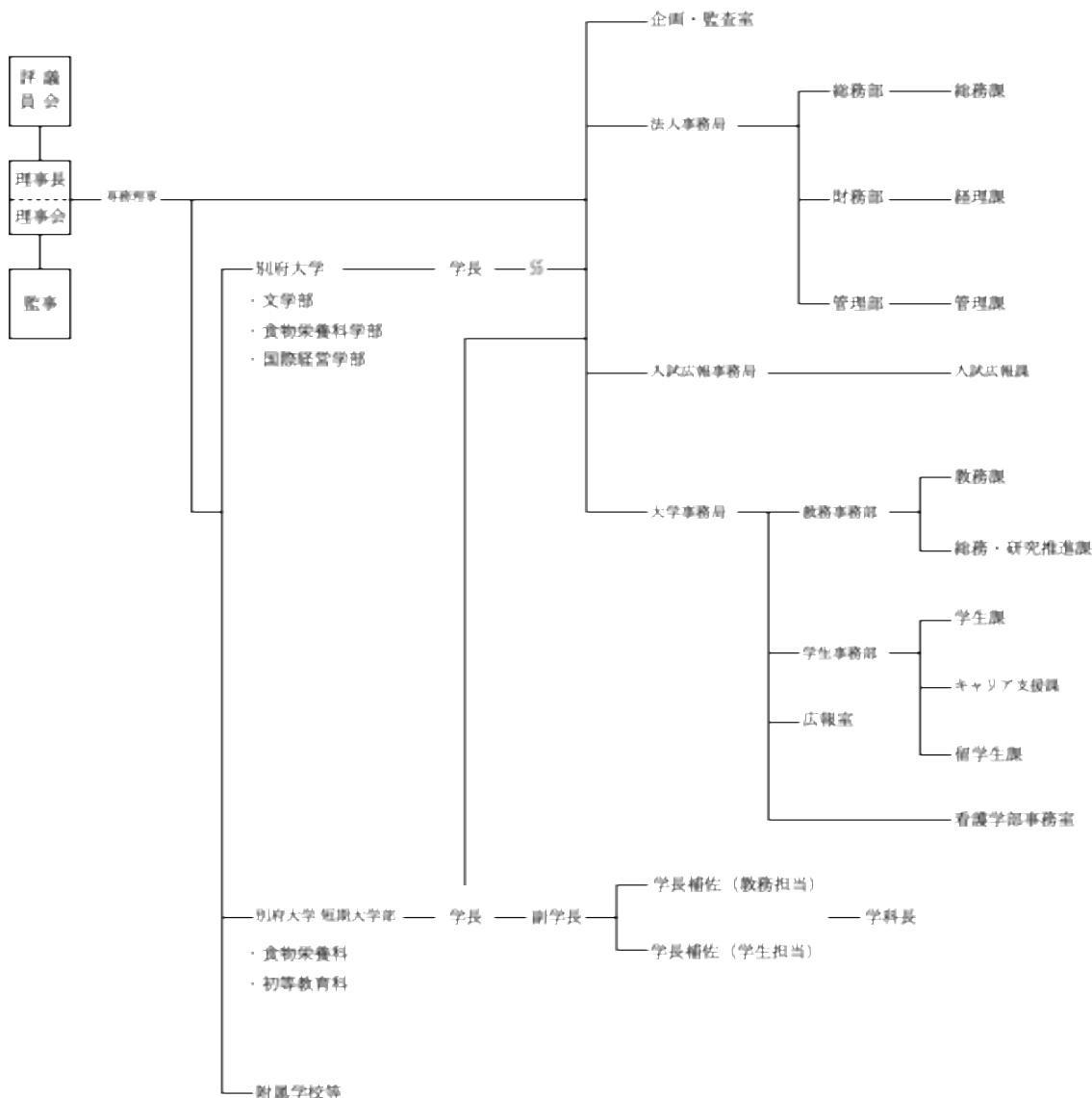
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
別府大学	大分県別府市北石垣 82	540	2,024	1,908
別府大学 大学院	大分県別府市北石垣 82	46	98	28
別府大学 短期大学部	大分県別府市北石垣 82	255	520	459
明豊高等学校	大分県別府市野口原 3088	200	680	590
明豊中学校	大分県別府市野口原 3088	60	180	159
明星小学校	大分県別府市野口原 3088	60	360	225
別府大学 附属幼稚園	大分県別府市北石垣 82	40	140	96
明星幼稚園	大分県別府市野口原 3088	30	210	104
境川保育園	大分県別府市石垣西 2 丁目 3-15	70	70	74
春木保育園	大分県別府市春木 1 組	70	70	74

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

■ 令和7（2025）年5月1日現在

【学校法人別府大学・別府大学短期大学部組織図】



【別府大学・別府大学短期大学部の教育研究施設】

- ・附属図書館
 - ・幼児・児童教育研究センター
 - ・メディア教育・研究センター
 - ・日本語教育研究センター
 - ・地域社会研究センター
 - ・健康・栄養教育研究センター
 - ・発酵食品・加工食品地域共同研究センター
 - ・地域連携推進センター
 - ・海外留学推進センター
 - ・キャリア支援センター
 - ・学生支援センター
 - ・図センター

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

単位（人）

地域	令和2（2020） 年度（割合）	令和3（2021） 年度（割合）	令和4（2022） 年度（割合）	令和5（2023） 年度（割合）	令和6（2024） 年度（割合）
別府市	113,373 (10.2)	115,091 (10.4)	114,018 (10.4)	113,373 (10.5)	
大分市	472,294 (42.5)	473,392 (43.0)	470,553 (43.1)	468,053 (43.4)	
大分県	1,111,592	1,102,000	1,092,000	1,079,000	

6年度は、例年9月中旬に公表

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

■ 地域	令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
大分県	277	98.6	237	99.6	272	100	226	93.0	216	92.7
別府市(内数)	80	28.9	62	26.2	81	30.0	29	12.8	33	15.3
大分市(内数)	126	45.5	124	52.3	137	50.4	115	50.9	111	51.4
福岡県	3	1.1					5	2.1		
佐賀県							1	0.4	1	0.4
長崎県							1	0.4	2	0.9
熊本県	1	0.4	1	0.4					3	1.3
宮崎県							5	2.1	4	1.7
鹿児島県							1	0.4	1	0.4
沖縄県							2	0.8		
その他(国内)							2	0.8	6	2.6
合計	281		238		272		243		233	

※1 別府市・大分市の割合は、大分県に対する割合

※2 海外からの入学者なし

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和6（2024）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

湯布院、別府温泉などの観光地を有する大分県は、従来より食に対する知識・関心が高い。近年では、県民の平均寿命の高さに比して健康寿命が低いことに鑑み、「健康寿命日本一」を目指して、野菜の摂取や減塩に県全体で取り組んでいる。また、平成17年6月に「食育基本法」が制定されたことを受け、大分県では平成18年3月より第1期～4期「大分県食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んできている。令和3年度から令和7年度までを計画期間としている第4期では、「健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり」「次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくり」を掲げ、食に関する多くのイベントを開催し、地元食材や食文化などのアピールに努めている。このような事業は、関係諸機関との連携で実施され、本学においても連携事業として食育啓発活動やレシピ開発などを行っている。

また、大分県では「子育て満足度日本一」を目指し、平成21年度より第1期～4期「おおいた子ども・子育て応援プラン」を策定し、待機児童ゼロに向けた取組として、幼児教育・保育の提供体制の確保の支援や多様な保育ニーズへの対応、幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保について、各市町村を支援している。特に、大分市では待機児童が急増し、全国上位の待機児童数となつたことから、待機児童解消に向けて、保育所等の増設に取り組んでいる。「保育所」や「幼保連携型認定こども園」、「小規模保育」や「事業所内保育」が増設されることで、保育士及び保育教諭、栄養士の確保が喫緊の課題となり、養成校である本学への求人も急増している。本学では、そのような地域のニーズに応えるため、キャリア教育の充実を図り、養成校として地域に貢献できる栄養士及び保育者養成に取り組んでいる。

■ 地域社会の産業の状況

おんせん県大分の中でも、別府市は、源泉数・温泉湯出量ともに、日本一の「国際観光温泉都市」である。古くから「山は富士、海は瀬戸内、湯は別府」と言われ、温泉の湯けむりが無数に立ち上る情緒あふれる街である。

この温泉を利用したホテル・旅館等の宿泊業や観光客のための飲食業やサービス業等が盛んであり、圧倒的に第3次産業の就業者数が多い。また、温泉熱を利用した「地獄蒸し」の飲食店は国内外の観光客の人気の店となっている。

漁業においては、大分県を代表する佐賀関の関アジ、関サバが有名であり、別府湾においても日出町の城下カレイやしらす等、豊富な魚種が取れるが、就業者数は少ない。農業は、温泉熱を利用したハウスでの花卉栽培や野菜栽培も盛んである。また、古くから製造業も盛んで、竹細工、つげ細工等の木製品や湯の花は、別府観光の土産として重宝されている。

近年では、地熱を利用した小規模の地熱発電所が数多く建設され、ホテル等の電気として利用されている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況
特になし

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

競争的研究費等の取り扱いに関する規程、公的研究費に関する行動規範を定め、また、受託研究取扱要項、科学研究費助成事業事務取扱規程、科学研究費補助金の経理・執行要領、同補助金における間接経費の取扱要領を定め、研究活動における不正行為の防止に関する規程で必要な事項を定め、公的資金等の不正防止や研究活

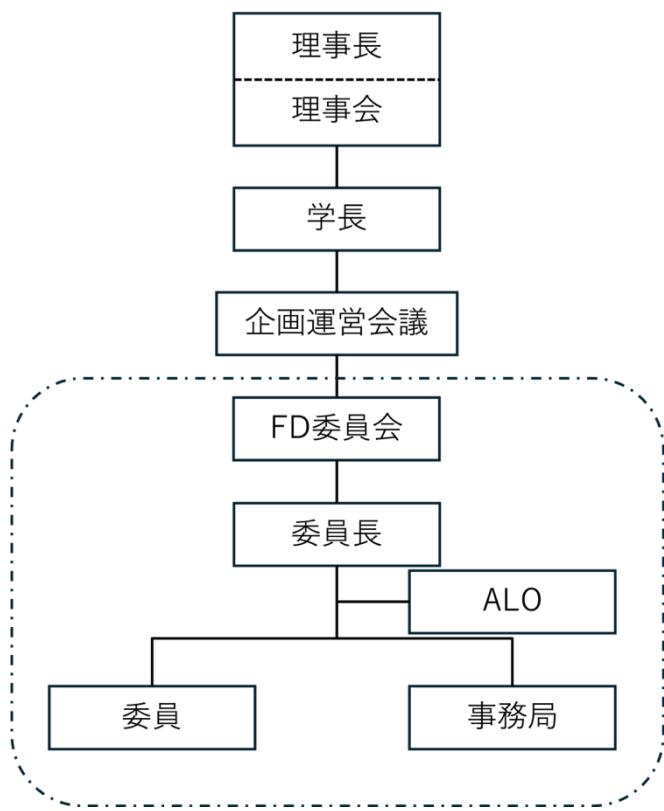
動の不正防止を図っている。また、年1回、研究倫理・コンプライアンス教育をFD/SD研修として、全教職員を対象に実施し、終了後、研究活動及び研究費に関し、不正に関与等しないことの誓約書を提出させる等、管理体制を強化している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
(FD委員会が自己点検・評価を担当)

	氏名	所属・職名	
委員長	三宮 知恭	初等教育科	教授
委員 (ALO)	衛藤 大青	食物栄養科	准教授
委員	伊藤 佳代子	初等教育科	教授
委員	谷川 友美	初等教育科	教授
委員	米持 広美	初等教育科	准教授
委員	野口 直子	初等教育科	講師
事務	安倍 武司	短期大学部事務局長	
事務	友永 絵美	教務課課長	

- #### ■ 自己点検・評価の組織図



- ## ■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価活動は「別府大学短期大学部 FD 委員会規程」に基づき、FD 委員会が中心的役割を担っている。「自己点検・評価報告書」の作成には、学長及び専任教員、大学事務局・法人事務局の職員が携わり、全教職員が関与している。FD 委員会で協議した自己点検・評価に関する内容は、学長直轄の組織である

「企画運営会議」ならびに「教授会」で報告し、さらなる協議を深めて、結果を教育研究活動、学生支援、事務管理の改革・改善に役立てている。学長は、評価の結果、改善が必要であると認められるものについては理事長と協議し、対策を講じている。3月開催の理事会で翌年度の活動計画、5月開催の理事会で前年度の活動報告を行っている。このように学長、理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。なお、平成29年度以降の自己点検・評価報告書は、学長諮問会議により外部評価を受けている。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

2025年 3月24日	教授会で、自己点検・評価のスケジュールと各項目の主担当の確認
4月9日	企画運営会議で、認証評価に向けてのスケジュール、基礎資料の作成について確認
4月23日	FD委員会活動計画書の確認 FD委員会の開催日程について FD委員会年間スケジュール・役割分担の確認
5月14日	拡大企画運営会議で、FD委員会活動計画書の報告
8月5日	FD委員会で、自己点検・評価報告書（案）を作成
8月6日	企画運営会議で、自己点検・評価報告書（案）を審議

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

別府大学短期大学部（以下「本学」と言う。）の建学の精神は「真理はわれらを自由にする」（VERITAS LIBERAT）である。戦後間もない昭和 21（1946）年、本学創立者・初代学長である佐藤義詮が本学の前身「別府女学院」の開校に際して、この理念を掲げた。そこには「戦前戦中を通じて自由と真理は弾圧されてきた。これから日本の真理を求め、自由を愛する若者を育てていかなければならない。」という佐藤学長の強い思いが込められている。そもそも真理の探究は学問の最終目標であり、時代を超えた普遍性を有しているので、爾来、後身の学校（別府女子専門学校、別府女子大学）を経て現在の別府大学短期大学部へと引き継がれ、今日に至っている。

(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

建学の精神は、当初においては戦前戦中の時代的風潮から脱却することを目指して提唱されたものではあったが、真理の探究は科学としての学問・研究そのものの意義とあり方を指し示す営為に外ならず、時代を超えた普遍性を備えている。学生は真理を追究することにより、無知や誤り偏りを悟り、より高くより広い見識をもって社会に貢献することができるようになる。その意味で、建学の精神の本質的価値は、教育基本法第 7 条「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」及び私立学校法第 1 条「この法律は、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」に示された、いわゆる「公共性」を包摂するものと言える。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

学校法人別府大学（以下「法人」と言う。）は、「学校法人別府大学寄附行為」第 3 条において、事業運営の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基に、人間教育を中心とした教育を行い、地域社会並びに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする」と明記しており、また本学は、この寄附行為に基づき、「別府大学短期大学部学則」第 1 条において、その目的を「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする」と定め、法人・大学の根本規程において建学の精神を位置づけている。

特に学外に対しては、理事長や学長が入学式・卒業式など公的行事の式辞や挨拶の中で必ず「建学の精神」に触れるほか、『大学案内』、学園広報誌『Be-News』を始めとする各種印

刷物・広告媒体、学内の石碑や建造物、職員の襟章や名刺、あるいは本学のHP（ホームページ）等に「建学の精神」を明示している。また、毎年開催する学外有識者の「学長諮問会議」において、学長が本学教育の原点として「建学の精神」の趣旨を必ず説明している。こうした取り組みを通して、法人の学校経営の目的や本学の教育研究理念・目的が学外のステークホルダーに周知されるように努めている。

(4) 建学の精神を学内において共有している。(5) 建学の精神を定期的に確認している。

建学の精神については、上述の通り「学則」に明示するとともに、正門近くに建学の精神を刻んだ石碑を設け、学生・教職員が常日ごろから本学教育の原点を顧みるように努めている。また、平成29（2017）年度に創設者の名を冠した「佐藤義詮記念館」（18号館）を建設し、その2階に「大学史展示室」を設け、学生・教職員が日常的に学園の原点とその歴史を学び、本学の教育理念・目的を顧みることができるフィールドとして様々なに活用している。

特に学生に対しては、1年次の必修科目「基礎演習」の中に「建学の精神 学長講話」の授業を設け、学長が学園設立の経緯や沿革及び建学の精神や教育目的などについて解説している。当該授業においては、全学生が上記記念館を見学し、学園の歴史と建学の精神を学ぶこととしている。また、こうした教育理念や目的は、大学生活の手引きである「学生生活」に掲載し、学生や教職員が新入生オリエンテーション、定期考查、学生の支援指導など様々な機会において目にするように配慮している。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

本学において建学の精神は、教育理念として明確化されあらゆる活動の基盤として機能し、関係者間で共有され、実践され続けている。したがって建学の精神の確立にむけた取り組みは概ね順調である。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

入学直後に学長が新入生に対して学園の歴史や建学の精神について講話を実施している。講話では、抽象的に捉えられがちな建学の精神を、新入生が実感をもって理解できるように、大学での学修のみならず、その後の社会における職業生活や人生観に対する個人の向き合い方と関連させて解説をしている。このような、建学の精神の現代的解釈や個人の行動規範としての内面化を促す機会を、学長講話の中に設けていることは本学の特徴である。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

(1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

学科・専攻課程の教育目的については、学則第3条第2項及び第51条第2項の規定により「学科及び専攻科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」として定めている。教育目標については、建学の精神や教育目的を基礎としてより具体的な到達指標として定めている「ディプロマ・ポリシー」が各学科の教育目標として機能している。

(2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

教育目的・目標の学内外への表明については、「別府大学短期大学部における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を「学生生活」の冒頭に明記し、さらにウェブサイトで学外にも公開するとともに、その目的を達成するための具体的な到達目標（教育目標）であるディプロマ・ポリシーをウェブサイトで公表している。これらの教育目的・目標は「学長諮問会議」を通して地域社会への理解を深めているほか、学生に対しては入学生オリエンテーションで周知するとともに初年次教育「基礎演習」において学長自ら講話することで学生への理解の徹底を図っている。

(3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教育目的・目標の達成状況を把握・評価するために、複数の調査等から学修成果（到達目標）を評価するとともに、それらの結果を総合的に分析することで DP 達成度を把握・評価している。令和 5 年度から 8 つの評価（学生による学修成果到達度自己評価、口頭試問による学修成果評価、まとめ試験による学修成果評価、GPS-Academic による外部テスト評価、卒業生調査による学修成果評価、学長諮問会議等による外部評価、卒業年次生に対する学修成果評価、初年次教育の効果調査）に基づき、DP 達成度を総合評価している。

(4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

教育目的・目標に基づく人材養成についてはディプロマ・ポリシーを具体的な到達指標として取り組んでいる。また、その具体的方法である教育内容についてはカリキュラム・ポリシー及び教育課程により構成されている。本学では人材養成が地域・社会の要請に応えていることを確認するため、卒業生の就職先における評価をディプロマ・ポリシーに沿って定期的な調査を実施している。また、定期的に開催している「学長諮問会議」において、ディプロマ・ポリシーによる到達指標の設定が地域・社会の要請に応え、さらに卒業生がその到達指標に達しているかを確認するとともに、カリキュラムや教育方針についても説明し要望を取り入れ、地域と大学が一体となった人材養成の環境作りに取り組んでいる。

【区分 基準 I -B-2 学習成果を定めている。】

＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

本学の学習成果は、建学の精神のもとにディプロマ・ポリシー及び各授業の到達目標として定めている。ディプロマ・ポリシーは、その前文において、「建学の精神『真理はわれらを自由にする』に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする」とあるように、建学の精神に基づき定めている。その上で、「別府大学短期大学部における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を踏まえ、学生が身に付けるべき具体的な学習成果を「教養」「専門力」「汎用力」の 3 つに整理して示すことで、「建学の精神」と学習成果の関連が明確になるようにしている。各授業の到達目標としての学習成果については、到達目標毎にディプロマ・

ポリシーとの対応を明確化しており、それをシラバスに明記している。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において、食物栄養科・初等教育科の2学科に共通するものとして職業教育によって専門的な知識や実践的な技術を身につけることをあげている。さらに各専門領域において問題を分析・考察する力を養うこととしている。これらの能力を身につけた者に対して短期大学士の学位を授与することとしている。

(2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

学科・専攻課程の学習成果は、「別府大学短期大学部における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を具体化したものであるディプロマ・ポリシーとして学科毎に示している。さらに、学科・専攻課程レベルのディプロマ・ポリシーと科目レベルでの到達目標の対応を明確化し、それぞれのレベルの達成度や到達度及び対応関係を定期的に確認することにより、学科の学習成果が教育目的・目標と適切に対応するように配慮している。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

本学の学習成果であるディプロマ・ポリシー及び各授業の到達目標は、それぞれホームページ等で学内外に公開している。

(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

学習成果の点検については、学校教育法の短期大学の規定に照らして適正に設定し、点検している。学校教育法第百八条では短期大学の主な目的を「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」と規定しているが、本学はこれに則し学則第1条で目的を次のように示している。

第1条 別府大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、専門の学芸を教授研究するとともに、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成し、もって学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする。

この目的を達成するために、具体的な学習成果の指標をディプロマ・ポリシーとして設定しているが、このディプロマ・ポリシーが「教養」「専門力」「汎用力」の観点から学習成果の到達レベルを具体化したものであることからも学校教育法第百八条に規定する内容と照合しており適性である。

学習成果の点検については、ディプロマ・ポリシーだけでなく、科目レベルにおける調査も取り入れ総合的な分析に取り組んでいる。ディプロマ・ポリシーの到達度について「学生による授業科目の達成度自己評価」「卒業前の口頭試問」「卒業前のまとめ試験」「GPS-Academic テスト」「卒業生・雇用主アンケート」等の調査によりレベル設定や成果について確認し、その結果を次年度の教育改善に活用している。また、科目レベルの学習成果である各授業の到達目標については、授業科目毎のGPA成績分布表を教員間で共有し、達成状況による目標の適切性を教員相互で確認し、必要に応じて到達目標を改善している。その他にも、

授業評価アンケートや免許・資格取得状況、就職率等の結果も学習成果の点検に活用している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

(1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。

別府大学短期大学部の現在の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（3つの方針）は、平成29年にそれまでのものを見直し策定されたものである。この策定を行うにあたり、まず大学独自に「3ポリシーの策定・運用に関する基本方針～教育の内部質保証システムの確立に向けて～」（以下、「基本方針」）を策定し、この基本方針を基として新たな3つの方針を策定した。基本方針については平成28年に中央教育審議会大学分科会大学教育部から報告された『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）を参考指針としている。

基本方針ではガイドラインの考え方に基づいて、策定を行う際に3つの方針の一体性、整合性、一貫性を重視している。具体的には、まず、卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシーとする）において、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力（学習成果）として「教養（人間性の形成に資する知識、技能）」「専門力（専門に関する基本的な知識、技能）」「汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）」を定め、教育課程編成・実施の方針（以下 カリキュラム・ポリシーとする）において、それらの能力をどの科目、もしくは科目区分で養うかを定めている。また、入学者受け入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）においては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、高校までの学力の3要素を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めていたか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めていたかなどを定めている。

この基本方針を基に、学科・専攻科ごとに3つの方針を一体的に策定し公表している。3つのポリシーは学生便覧「学生生活」に記載し全学生に配付するとともに、大学ホームページ内の「情報公開」ページにおいて学内外に公表している。

(2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。

本学のディプロマ・ポリシーは卒業時の学修成果を定めたものであり、具体的な卒業の要件・資格取得の要件については記載していないが、別規程に詳細を明記し学内外に公表して

いる。また、ディプロマ・ポリシーに定めた学修成果と授業毎の学修成果の関係はシラバスに明記している。

「卒業の要件」は別府大学短期大学部学科履修規程、専攻科初等教育専攻履修規程に定めており、「学生生活」により学生に周知している。「成績評価の基準」は学則第27条および別府大学短期大学部学科履修規程に定めているほか、カリキュラム・ポリシーに「学修成果（到達目標）の達成度の評価」として示している。「資格取得の要件」は免許・資格ごとに履修規程を定めており学生生活により学生に周知している。

②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

学科・専攻課程のディプロマ・ポリシーは、社会的・国際的に通用性がある。ディプロマ・ポリシーの策定については、中教審答申や日本学術会議の分野別質保証推進委員会報告などを参考に、いわゆる学士力や社会人基礎力を想定した議論をおこなっている。そのためディプロマ・ポリシーは近年の社会変化や大学教育に求められている改革や到達水準に対する様々な議論を踏まえたものである。「教養」「汎用力」は社会的・国際的に通用するレベルを設定している。

③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

ディプロマ・ポリシーの点検については、その達成状況を毎年確認することで実施している。2024年度にディプロマ・ポリシーの汎用力の箇所で軽微な文言修正を行なった。

(3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、平成30年度からディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）及びアドミッション・ポリシーと対応するように一体的に策定しており、学科ごとに整理し、ウェブサイトなどで公表している。学科では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との対応関係が容易に理解できるように次のように構成を工夫している。

カリキュラム・ポリシーの構成

1. 教養科目（教養科目の科目区分について）
2. 専門科目（専門科目の科目区分について）
3. 専門科目、教養科目の共通事項（授業の内容・方法、初年次教育、キャリア教育、資格科目、学修成果（到達目標）の達成度の評価）

ディプロマ・ポリシーの構成

1. 教養（人間性の形成に資する幅広い知識・技能）
2. 専門力（専門に関する基本的な知識・技能及び態度）
3. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の点検は「教育課程編成方針（CP）

等に基づく教育課程プログラムの成果の検証」により毎年実施している。2024 年度にカリキュラム・ポリシーの初年次教育の項目を一部修正した。

(4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。

本学の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の学習成果を示すディプロマ・ポリシーに対応している。本学のディプロマ・ポリシーは、「教養」「専門力」「汎用力」の 3 つの力に整理して示しているが、アドミッション・ポリシーではそれぞれの力の学修に必要となる入学前の学習成果を明確に示しつつ、高等学校の評価の観点と整合するよう表記を工夫している。アドミッション・ポリシーのうちディプロマ・ポリシーの「専門力」に対応するものとして「各学科が求める学生像」の 3 つの項目を挙げている。この 3 つは専門的知識・技能を身に付けて社会に貢献する強い意志と専門的な学修に必要となる粘り強い努力などについて示している。ディプロマ・ポリシーの残る 2 つの「教養」「汎用力」に対応するものとして「入学者に求める知識・能力等」の 3 つの項目を挙げている。この 3 項目「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に協働する態度」はそれぞれ高等学校の評価の観点に対応する形で本学の「教養」「汎用力」の学修に必要となる基礎的な学力等を整理して示したものとなっている。

②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

本学の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）には、入学前の学習成果の把握・評価方法を明確に示している。アドミッション・ポリシーの 3 つの項目の 1 つである「3. 入学者に求める知識・能力等の評価方法」において、「知識及び理解」「思考力・判断力・表現力」「主体的に協働する態度」を、推薦書・調査書・自己調査書・小論文・面接・筆記試験・口頭試問・大学入試共通テスト・エントリーシート・課題・受験をしていれば英語資格・検定のスコア等により把握・評価することを明記している。

③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

アドミッション・ポリシーの点検については、入学者選抜の方法毎に入学後の成績や退学等の追跡調査を実施することにより実施している。また、これらの結果については高等学校関係者を委員に含む学長諮問会議で報告し意見を聴取している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

本学は「別府大学短期大学部における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」で示す通り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、人間教育・職業専門人育成・地域人材育成を柱とする教育をおこなっている。その教育効果の検証のためには、体系的な検証と改善のプロセスが不可欠であり、本学は様々な調査・分析により効果を測定して改善に取り組んでいる。

幸い、現在実施している教育の効果に関する様々な調査結果は概ね良好な結果を示している。これらの結果を裏付けるように免許取得率、就職率も高い水準で維持できており、地域社会からの評価も安定している。しかしその一方で、その教育効果の検証のための様々な

調査や分析が教職員や学生の負担となり、本来、教育・研究や学修に費やされるべき時間や活力が損なわれている指摘もある。教育の効果に関する調査対象や測定方法を見直し効率化する必要がある。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項＞

本学は、別府大学が併設されていることもあり、サークル活動が活発である。また、短期大学の2学科の特色を生かした課外活動である「研究会活動」の取組も活発である。これらの課外活動は学習成果として明示はされていないものの、学生の人間教育や、ディプロマ・ポリシーに掲げる「汎用力」の育成に大いに寄与していると考えられ、その人材育成の成果は地域社会で大きく評価されている。このことは、本学の教職員が学生指導に関わる中で強く確信していることである。このように現時点で可視化が困難な領域における教育の成果を軽視せず、多様な教育的視点で教育研究活動に取り組んでいる。

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

(1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。

本学園は明治41(1908)年に「豊州女学校」として大分の地に誕生した。その後、学校種や校名は変化したが、一貫してこの大分の地で若者の教育に携わり、昭和29(1954)年に本短期大学部が別府に開学した。以来、本学は大分の地に基盤を置き、現在、入学者の90%以上を大分県出身者で占めるに至っている。本学は正に「大分の地に生まれ、地域によって育てられた」と言って過言ではない。

こうした歴史的背景もあり、本学は地域社会への貢献を重要な使命と位置づけており、法人の「寄附行為」及び本学の「学則」においても地域社会に貢献する人材の養成を教育の目的に掲げている。こうした法人・大学の基本方針を受け、この間の3期にわたる中期計画においては必ず「地域貢献の推進」を重点項目に掲げ、法人・大学自体が「地域貢献」あるいは「地域連携」を推進することを明示し、それを実践してきている。

(2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。

①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

公開講座としては、食物栄養科では毎年「料理講習会」を開催している。令和5(2023)年度は地元別府市の「オット・エ・セッテ・オオイタ」オーナーシェフ梯哲哉氏から県産食材の生かし方や温泉水の活用法についてご教授いただき、令和6(2024)年度は同じく別府市の老舗ホテル「白菊」の日本料理「菊彩香」料理長天野耕作氏から「だし」を中心とした和食について学んだ。

初等教育科では毎年、教育・保育現場の関係者を対象とした講演会（幼児・児童教育研究センター主催）を開催している。令和5(2023)年度は小学校教諭による実践発表（タブレット活用）と前こぐま社社長で「緑のゆび」店主吉井康文氏による講演「子どもの心を育む絵本や児童書の世界」を実施した。令和6(2024)年度は、公開講座として、国語教育学者

である井上一郎氏による講演「ICTを活用した読解力と記述力をたかめる授業づくり」を実施した。また、初等教育科の教職員と学生で組織している「児童学会」（別府大学短期大学部内での組織）では、教育・保育現場の関係者及び学生を対象にした講演会を隔年で開催している。令和6（2024）年度の講演会は、大分県立美術館学芸企画課教育普及室室長の榎本寿紀氏による演習形式の講演「びじゅつってすげえ！～身体と感覚、そして情報と体感～」を実施した。1枚の紙からうまれる表情や素材感、楽しみ方を知り、身近な素材からの新たな視点や発想への気付きは、初等教育の場で活かされる学びとなった。

生涯学習事業としては、食物栄養科が卒業生及び大分県内で働く栄養士を対象にした卒後教育講座「管理栄養士国家試験受験のための支援講座」を開催している。毎年8月から2月までの土曜日に全13回程を開講し、栄養士として勤務する卒業生等が国家試験に合格できるよう支援している。

②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

食物栄養科では、令和6（2024）年度に「おおいた地域連携プラットフォーム」の地域フィールドワーク支援事業に「がんサバイバーの“食べたい”を叶えるメニュー提案」が採択され、当事業の自由枠部門で1位を獲得した。本事業では、別府市と日出町で活動するがんサポートグループ「CunaJuego」や国立病院機構別府医療センターと協同し、イベントやがんサロン等でがんサバイバーに特化した食事提供を行った。地元企業との商品開発事業では、令和5（2023）年度は「生活協同組合コープおおいた」の依頼を受け、地元食材を使用したおにぎりコンテストを開催した。本事業では、学生が考案したレシピのうち5作品が商品化され、地元放送局主催のイベントで販売された。令和6（2024）年度は、「株式会社ソラシドエア」の依頼を受け、「国東オリーブ」を使った商品開発コンテストを開催した。本事業では、優秀作品が「国東クリーブガーデン」により商品化され、東京のイベントで販売された。また、「株式会社ローソン」が毎年開催している大分県との合同企画「次世代応援！地産地消商品開発コンテスト」のおにぎりの部において、最優秀賞を受賞し、期間限定で九州内（及び山口県の一部）のローソンで販売された。自治体との連携では、大分県、大分市、豊後大野市、大分県保育連合会からの依頼を受け、「保育士等キャリアアップ研修会」「研究発表大会」等の講師や指導助言者として本科教員が協力している。また、令和6（2024）年度は大分大学医学部附属病院の依頼を受け、「日本循環器学会九州地方会」で提供される小学生向けの減塩弁当を考案・提供し、減塩についてのレクチャーも実施した。

初等教育科では、毎年、「大分県社会福祉保健部こども未来課」からの委託を受け、「キャリアアップ研修」・「幼保連携型認定こども園中堅保育教諭及び新規採用保育教諭法定研修」・「保育力レベルアップ研修」を開催している。本研修では、研修の趣旨やキャリアステージに応じた企画と業務運営を行うとともに、各研修における講義や演習において本科教員が講師も担当している。

③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。

食物栄養科では、本科の研究会「もぐもぐハッピーサークル」が「子どもの食と栄養研究会」、「食事療法研究会」、「調理・食品加工研究会」、「食の科学研究会」の4部会に分かれて活動しており、各研究会に所属する学生が専門性を生かした取り組みを行っている。各研究会は地域の食をテーマにした多くのイベント等に参画し、企業等と共同開発した商品の販

売や試食会あるいはゲーム形式の子ども向け食育活動などを行っている。また毎年、大分県東部保健所の依頼を受け、FES（学生食育推進サポーター）を養成するために食育月間の普及啓発活動や学園祭での食生活改善の呼びかけ等を行っている。

初等教育科では学生の自由参加による各種研究会がボランティア活動を行っている。この研究会は10団体あり、学科の約半数の学生が所属し活動を行っている。主に県内の幼稚園・保育園・こども園・施設等を訪問し、人形劇やパネルシアター、絵本の読みきかせなどの公演活動や子ども食堂や自然体験でのボランティア活動などを行っている。

(3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

本学は学部・学科単位で地域連携に取り組むほかに、教員個人が行政や企業の委託事業あるいはボランティア活動等に取り組んでいる。こうした活動の全体（別府大学を含め）を統括・管理する組織として「地域連携センター」を設けている。当センターでは毎年、学部・学科及び教員個人の地域連携等活動を集約し、『別府大学・別府大学短期大学部 地域連携・社会貢献資料集』を刊行するとともに、こうした活動を点検・評価している。

本学は5ヵ年の中期計画のもとで、毎年、年次事業計画を立案・執行し、年度末にその実績を点検・評価して、次年度の計画に反映させている。中期計画では地域連携活動を重点項目に掲げている（第3期中期計画では「地域力の強化」）、上記「地域連携センター」の点検・評価をもとに、学長が年次計画の点検・評価の際に地域連携活動についても点検を行っている。この年次事業計画の点検・評価報告書は、大学の上位審議機関である「別府大学短期大学部企画運営会議」、法人の「学内定例役員会」更には「学校法人評議委員会・理事会」に上程し、承認を得ることにしている。

＜テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題＞

①地域貢献の方向性の明確化

そもそも地域貢献は地域社会あるいは地域住民の「ウェルビーイング」を向上させるところに意義がある。本学は、上述の『別府大学・別府大学短期大学部 地域連携・社会貢献資料集』にリストアップしているように、学科・研究会あるいは教員個人が様々な地域連携事業に携わり、地域貢献を行っている。しかし、地域社会のウェルビーイングに関して、どのようなニーズについてどのようなコンセプトのもとで取り組みを行おうとしているのか、大学としての統一的方向性が明確化されていないのが現状である。

今後は地域連携センターを中心に地域社会のニーズを的確に汲み取り、本学がどのような点から地域のウェルビーイングの向上に貢献すべきかを見定め、地域の現状、将来にとってより有用な活動を行うよう取り組んで行きたい。

＜テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項＞

①学科教育の一環としての地域貢献

本学の地域連携は、学科教育の一環である「研究会活動」を通して実施している取り組みが多いという特色がある。本学は食物栄養科と初等教育科の2学科で構成されるが、両学科とも「研究会活動」を行っている。食物栄養科は子どもの食と栄養研究会など4研究会、初等教育科は授業研究会など11研究会を擁しており、各研究会では学科教員の指導の下で卒

業後の就職を見越した特色ある活動を行っている。本学の地域連携はこうした研究会活動の一環として実施されるものが多くある。

②行政と連携した地域貢献

本学の上記 2 学科は短大という性格からいざれも地域のエッセンシャルワーカーを養成することを目的としている。こうした専門職は地域に不可欠な職種で、県や市町村の立場からすると、各分野の専門人材の確保や専門的能力の維持・向上は重要な行政マターである。そのため本学の地域貢献には行政機関から専門分野の指導や研究を委託される事例が多く指摘される。例えば、本学は大分県から幼児教育分野の在職者研修を委託されるなど、年間延べ 66 人が各研修会等の講師を担当している。また、食物栄養科・初等教育科の教員の多くが県や市町村の専門部会の委員を委嘱され、昨年（令和 6 年）の場合、延べ 15 人が大分県や別府市等の自治体や県や市の教育委員会の委員を務めている。

また、こうした行政との連携は教学の面においても展開され、初等教育科の小学校コースの教育実習では別府市・大分市と協定を結び、各市管下の小学校において実習を受け入れていただいている。また、専攻科初等教育専攻においては「教育マイスター研修プロジェクト」のもとで、小学校教諭二種免許状を取得した学生が別府市内の小学校において AT や TT として研修を行っている。この制度は小学校教員が不足している折から、別府市においても大いに歓迎されている。

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

[区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I -D-1 の現状>

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

自己点検・評価の実施にあたっては、「別府大学短期大学部 FD 委員会規程」に基づいて FD 委員会を組織している。第 2 条に FD 委員会が行う任務の一つに、自己点検・評価及び認証評価等に関する事項を定めている。FD 委員会において、自己点検・評価活動に関する事項について定期的に協議し、企画運営会議に諮り、進捗状況の管理及び改善を図っている。

(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価に関する事項を担当する FD 委員会は、本学教職員で組織し、FD 委員会規程に則り、各活動の推進や評価等、必要に応じて会議を開き、定期的に自己点検・評価を行っている。

「自己点検・評価報告書」の作成は、教務事務部教務課と FD 委員会が連携して企画し、各担当部署に分担し、取りまとめた報告書は、①公共性の高い高等教育機関として社会的な説明責任を果たす、②認証評価のための基礎情報を提供する、③大学が自らの教育・研究活動の質の向上のために課題を把握し改善方策を探る、の 3 つの目的に沿った内容にすることを目指し、教育・研究に関する各分野の自己評価や実績等客観的データを集約する。さら

に、各部局が毎年作成している「事業計画・事業報告」を添付し、総合的に自己点検評価をし、大学改善のPDCAサイクルに活かすようにしてきた。

(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

FD委員会は、認証評価の評価基準に基づいた自己点検・評価報告書を作成して製本し、全教職員に配布するとともに、大学ウェブサイトにも掲載し、毎年1回の公表を行っている。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

「自己点検・評価報告書」の作成には、学長及び専任教員、大学事務局・法人事務局の職員が携わり、各委員会等での活動の点検・評価を通じて全教職員が関与している。FD委員会で協議した自己点検・評価に関する内容は、学長直轄の組織である「企画運営会議」並びに全員参加の「教授会」で報告し、現状や課題の共通理解を図る。さらに協議を深めて、その結果や改善方針を、次の教育研究活動、学生支援、事務管理の改革・改善に役立てている。学長は、評価の結果、改善が必要であると認められるものについては理事長と協議し対策を講じている。このようにして、学長、理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

また、毎年8月には学外有識者（別府市教育委員会、大分市子どもすこやか部、大分県保育連合会、大分県認定こども園連合会、大分県私立幼稚園連合会、大分県栄養士会、高等学校、商工会議所、金融機関）などで組織する「学長諮問会議」を開催し、本学の教育・研究、社会貢献及び国際交流等の事項、その他本学の運営に関する事項について、各関係者から意見聴取を実施している。本会議の報告書を作成し、いただいた意見・要望等をもとに、企画運営会議で具体的な対策を検討し、教授会で報告し、次年度からの改善に役立てている。

(6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

学長諮問会議による地域社会における学外有識者からの意見聴取で得た意見や提案内容等は、自己点検・評価に取り入れるとともに、毎年「自己点検・評価報告書」を作成する際、各基準における「課題についての改善計画」を策定し、PDCAサイクルによる教育内容の改善を行っている。自己点検・評価の結果は、企画運営会議、教授会、理事会などで報告し、次年度からの改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

学習成果を焦点とする査定については、「アセスメント・ポリシー」及び別府大学・別府大学短期大学部「3つのポリシーの策定・運用に関する基本方針」で定められた手法に基づき厳格に実施している。科目レベルでは、各授業の到達目標が学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と対応する形式でシラバスに示している。さらに、各授業の学習成果の評価方法も記載している。評価方法は「小テスト、課題レポート、期末試験、及び授業中の態度や発

表など授業の取組み、その他」の6項目についての評価割合や方法を記載しており、複数の視点・成果物等から評価することにしている。さらには、それらの学習成果を学生にフィードバックする方法も示すこととしている。

教育課程レベルでの学習成果の査定は、GPA制度を取り入れた結果としての成績評価、「授業評価アンケート調査」があげられる。「授業評価アンケート調査」は前期・後期（通年含む）の全科目を対象として実施し、得られた結果を受けて担当教員が「授業改善プラン」を作成し、次期の授業にフィードバックできる仕組みを設けている。また、各科のディプロマ・ポリシーで学生が卒業までに身に付ける力として「教養」「専門力」「汎用力」の3つの力に区分している。これらを総合的に査定する方法として、学生自身が「ポートフォリオ学修支援システム」により、自己の学業達成度や取組みの姿勢を評価する方法、卒業前に学習成果の修得状況を確認する口頭試問とDP達成度試験、さらに、卒業年次生に対する学修成果達成度調査などを実施している。また、卒業し、幾年か経過した学生及び雇用主に対するアンケート調査を実施し、本学で学んだ教育についての評価、社会で必要な能力などを調査し、本学への希望・要望などを聞いた。得られた結果から教育・研究内容の課題を明らかにして問題を解決するための客観的な査定を実施している。

また、食物栄養科では全国栄養士養成施設協会の全国共通試験である栄養士実力認定試験の受験、調理実技達成度評価、校外実習報告会なども行っており、これらも「専門力」の査定として考えることができる。初等教育科では、「就職先（事業主）アンケート」とは別に、教育実習・保育実習・施設実習の各校種別に実習連絡会を年度末に開いている。実習に関することはもちろん協議内容にはいるが、「就職先」とほぼ重なる現場の声を直接伺う機会になっている。そこで、いただいた「大学で身に付けてほしい力」等の意見は授業改善、教育の質保証に生かしている。また、「GPS-Academic テスト」により学生の「汎用力」を客観的に評価し、学科の到達目標の達成度の指標とするほか、テスト結果を学生にフィードバックし学習の目標設定等の指導に活用している。「自己診断カルテ」や自分の強さ（アピールポイント）等を客観的に分析した資料を、進路指導に生かしている。

(2) 査定の手法を定期的に点検している。

学習成果の査定の手法の点検・見直しを適宜行い、「卒業生アンケート調査」や「就職先（事業主）アンケート調査」については、質問項目の精選を図り、回収率の向上を図るとともに、報告書を説明することで、現場の声を授業等で改善できるように共通理解を図っている。それに加え、卒年次生を対象とした口頭試問やDP達成度試験、卒業年次生に対する学修成果達成度調査などを実施している。また、科目レベルでの査定の手法に関しても、各担当教員がシラバスに記載した目標や必要な情報が明記されたものになっているか、教務委員会を中心に点検を行っている。また、DP定着状況調査により、学生の「専門力」や「教養」の定着状況の査定を行っている。

学生自身が自分の取組を評価し、目標をもって取り組むことができるよう、レポートの取組みや授業の学修活動の前に「ループリック評価」をいろいろな科目、場面で取り入れている。活用している授業では、毎回の授業での振り返りやレポート等作成する際に「ループリック評価」の評価規準（基準のものもある）を目標としているため、学生は自分が身に付けるべき力や目指す姿を自覚し、どのような力がついたのかも自己認識できていることが

確認できている。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

教育の向上及び充実のために、(P) 教育目標の設定、教育課程の編成、指導計画の作成と見直しを行い、(D) アクティブ・ラーニングを積極的に導入した授業の展開 (C) 学生による授業評価、「ポートフォリオ学修支援システム」を活用した学生の自己評価、卒業年次生に対する学修成果達成度調査、卒業前の学習成果の修得状況を確認する口頭試問と DP 達成度試験、卒業生及び雇用主に対するアンケート調査の実施、免許・資格取得率、就職率等から学習成果を総合的に評価・査定し、(A) これらの調査結果を基に、学修目標の達成度を総合評価し、次期の教育内容の改善を図るための PDCA サイクルを構築している。特に、(D) の授業展開や ICT 機器の活用などの互いの授業方法を学び合うために、前期後期に「授業参観」を行っている。各教員が 3 年サイクルで公開し、学科の枠を超えて授業参観した教員が、公開のシートに①アクティブ・ラーニング、②ICT 機器の活用など視点を決めておいて、学んだことや感想を書き込んでいくようになっており、参観できなかった教員もそれを読むことで、学んだり、当該教員に詳細を聞きに行ったりしている。特に他学科の授業から学ぶことが多い。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

学校教育法、短期大学設置基準などの関連法案の改正などへの対応については、学長のリーダーシップのもと、全学または学科レベルで迅速に対応している。必要に応じて理事長・学長のもと、教授会・法人事務局・大学事務局が連携し、法令遵守を確実なものとしている。

＜テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題＞

内部質保証においては体系的な教育効果の検証と見直しのプロセスが不可欠であり、本学はその取組の端緒についたばかりである。そのため、評価のレベル・規模・頻度などで確定できていないものがある。これらの課題については本学で PDCA サイクルを継続するとともに他大学等の実践なども参考にして、さらに効果的・効率的な手法を検討する。

また、内部質保証の取組の 1 つである「授業の到達目標の学生自己評価」については、評価者である学生が十分に到達目標に書かれている内容を理解していることが前提となる。したがって、シラバスへの到達目標の記載については「学生を主体として、観察・測定可能な具体的な内容を記載する」ことを今後さらに徹底するとともに、学生を評価者として育成するため、学生に対して本学の教育目的・目標、ディプロマ・ポリシー、到達目標などの意義についてこれまで以上に理解を得なければならないと考えている。特に、2 年前から「ループリック評価」をいろいろな科目、場面で取り入れるように研修会を開き、シラバス作成要領にも参考資料として掲載し、積極的な導入を図った。

活用している授業では、毎回の授業での振り返りやレポート等作成する際に「ループリック評価」の評価規準（基準のものもある）を説明しているため、学生はつけようとしている力を自覚し、どのような力がついたのかも自己認識できていることが確認できている。

内部質保証システムを運用するにあたり、「ポートフォリオ学修支援システム」を活用して学生による授業達成度評価をはじめ、学修状況・課外活動状況・前学期の反省・今学期の

目標などの情報を集約できるようになった。これらの情報に基づいて学生指導や指導情報の共有も可能となった。システムの活用をさらに進め、学生自身が成長を実感・言語化し、それを教職員と共有することで、内部質保証の向上を図っていくことが出来ている。

なお、「高等学校へのアンケート」など高等学校長等による高等学校側からの意見・要望・評価を受け取る機会は、平成30年度以降も受けていない。学長諮問会議へは、代表の高等学校長が2名のみの参加であるため、より広く声を聞く機会を設ける必要がある。前回は、「入試委員会」が担当して実施したが、学校訪問を行う教員と連携し、「現場の声・評価」を取り入れていくことが、課題である。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和元年に認証評価を受審した際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画は次のとおりである。

建学の精神に対する意識を高めるために、建学の精神の講座で真理の追究がより良い社会人となるためのひとつの道であることを意識できるよう、さらなる教育内容の改善に努め、建学の精神を目にする機会を増やす取組を行う。また、建学の精神に基づき行われた体系的な教育効果の検証のために、平成30年度から運用を開始した内部質保証システムについて、本学の内部質保証のためのPDCAサイクルを継続すると共に他大学や学会等での情報交換により、定期的に運用のあり方を点検し、さらに効果的・効率的な手法を再検討する。

建学の精神と本学の教育内容の関係を「別府大学短期大学部における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に示し、学生に周知している。合わせて初年次教育「基礎演習（必修科目）」の学長講話において建学の精神に基づく本学の人間教育および専門教育の基本的な考え方について本学の歴史を踏まえながら説明を続けている。教育内容の改善の一貫として、教育研究上の目的にある「人間性の育成」に対応するディプロマ・ポリシーの項目「教養（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）」の充実を目的として、教養科目の授業科目や単位数を見直し、建学の精神を意識して広い教養を身につけるように履修指導を行っている。内部質保証システムについては、内容に初年次教育調査を追加するなどの改善に取り組んだ。他大学との相互FD研修会も実施し情報交換にも取り組んでいる。一方で、調査項目が多すぎる、調査項目を整理して本来教育研究へ向けるべき時間や労力を確保すべき、といった点が学長諮問会議において学外委員より指摘されており、今後は調査内容の統合や効率化といった見直しを検討する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

内部質保証のための過剰な調査等により教育・研究の質の低下が懸念されることから、重複や類似した調査の統合や、調査対象や方法を見直しなどにより、より効率的・効果的な内部質保証システムとなるように、システム全体を再構築する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

(1) 単位授与の要件を定めている。

各授業科目は 1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容となるように、授業方法に応じた教育効果が得られるよう、授業時間および授業時間外の学修時間を設定している（学則第 25 条）。単位の授与に関しては、学則に授業科目を履修して授業時数の 3 分の 2 以上の出席すること及び試験に合格することを要件としている（学則第 26 条）ほか、学科履修規程において試験方法や試験を受ける条件を定めている。

(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。

①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。

単位の授与の要件（学則第 26 条）のほか、卒業の要件（学則第 32 条）、学位授与の要件（学則第 34 条）も学則に定めている。卒業の要件については、学則および別表のほか学科履修規程により詳細な授業科目（必修科目および選択科目）・必要単位数を記載している。これらの要件は、学生便覧「学生生活」に記載して全学生に配布しているほか、ホームページ上でも公開して周知している。

単位の実質化を図る一環として、授業時間外の学修時間の確保を目的としてシラバスに時間外学修の内容と時間数を記載すると同時に、授業評価アンケートにより実際の授業時間外の学修時間の実態を把握することで、シラバス記載内容と実態が近づくように工夫をしている。また、学生が十分な授業時間外の学修時間を確保できるように、学科履修規程第 5 条において前期又は後期において履修登録できる教養科目及び専門科目の単位数の上限を 25 単位と定めている。

(3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

卒業認定および学位授与については、卒業判定教授会において教授会構成員全員で学生一人ひとりについて卒業要件を確認し、要件を満たす学生のみに学位授与を行っており、適切に実施されていることが確認されている。単位授与については、1 単位あたりの学修時間がシラバス通りに確保されているかどうかは授業評価アンケートにより点検ができている。また、試験実施についても期末試験前に授業毎に実施状況調査を行い、点検を行っている。

(4) 進級判定がある場合は周知している。

進級判定は行なっていない。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

(1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

①学習成果に対応した、授業科目を編成している。

本学では DP および CP に基づき教育課程を編成している。CP では、DP で定めた学修成果（到達目標）を身に付けるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成することとしている。

②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。（該当なし）

③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

教育課程を構成する授業科目については、DP と対応した到達目標、授業内容、予習・復習の内容等をシラバスにおいて学生に明示することとしており、シラバス記入要領により教員のシラバス記入方針を統一している。

④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

授業改善については、学生による授業評価アンケートを年に 2 回実施した結果に基づく授業改善に取り組んでいるほか、教員同士の授業公開や授業改善 FD 研修会などを実施している。

⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

授業内容についての教員間での調整については、学生による授業ごとの達成度評価、卒業時の口頭試問・まとめ試験、卒業時調査、などを参考に学科毎に授業内容や方法の調整を実施している。また、各学科の学修が総合的に求められる学外実習にむけた課題等については、実習担当者会議などを開き、その後、学科全体で議論や検討をして、DP の目標の達成を実現している。

⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。（該当なし）

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

教育課程の見直しは「教育課程編成方針（CP）等に基づく教育課程プログラムの成果と検証」により毎年実施している。

(3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

（該当なし）

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

「教養科目」は42科目を開設している。各学科とも12単位以上の履修を卒業要件単位としている。教養教育の充実について、大学・短大で教養教育の実施体制について連携を強めており「大学史と別府大学」ほか全10科目を大学・短期大学部で共通開設するなど、教養教育の充実が実現している。令和3年からは数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）、令和5年からは同プログラム（応用基礎レベル）を開設し、社会情勢の変化に即した実効性のある改革に組織的に取り組んでいる。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

教養教育と専門教育との関連についてはDP、CPにより明確にしている。本学ではディプロマ・ポリシーに掲げる「教養」「専門力」「汎用力」の達成に向けて、「教養」については主に教養科目での学修で、「専門力」については専門科目による学修で、それぞれ学修成果を獲得することとしている。「汎用力」については、教養科目と専門科目の区別なく、すべての授業科目で学修成果を獲得することとしている。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果を測定・評価の一貫として令和2年度よりジェネリックスキルの効果測定のために汎用的で客観的な評価指標であるGPS-Academicテストを全学で導入した。学生の学修成果を客観的な指標で明らかにでき、それを短大教育のカリキュラム改善へつなげている。さらに、授業科目の到達目標毎の達成度学生自己評価、卒業年次生に対する学修成果達成度調査、卒業生・雇用主アンケート等により教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。「教養科目」を含む授業評価については、毎年前期・後期の2回、授業評価アンケートを実施し、授業者はその結果を踏まえて「私の授業改善プラン」を作成している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

(1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

本学では、栄養士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等を養成する専門教育を専門科目の中で充実し、さらには各学年におけるキャリア科目として「進路指導Ⅰ・Ⅱ」を開講し、職業意識の形成を図り、社会人基礎力を育む内容も取り入れ、全学生が受講する体制をとっている。

いる。また、大分労働局や大分財務局に依頼して、労働法講座や金融講座を開講し、卒業後的人生設計や職業人生について知識を深める教養教育と職業教育の実施に取り組んでいる。それに加え、2年間にわたり就職への意識付けとして「就職ガイダンス」を開催し、学生全員が参加して各学科全体で情報を共有しながら職業教育を進めている。また、各種専門に関連する「セミナー」「就職フェア」等への参加も推進している。

各学科の委員で組織された就職委員会が月ごとに全学生の就職状況をデータ化してキャリア支援課と共有するとともに、各科の学科会議において提示して全教員で就職支援に取り組んでいる。

また、卒業生の激励訪問を実施し、現場ニーズの把握及び卒業生のフォローアップを行い、早期離職の防止及び情報収集を行うと共に学内で情報を共有し、就職支援に役立てている。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

食物栄養科においては、職業教育の一環として校外実習を2週間行い、実習先からの5段階評価をもとに改善に取り組んでいる。実習先の栄養士を交えての「意見交換会」(施設栄養士と教員)や、1年生・2年生合同で「校外実習報告会」を開催している。

初等教育科では、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士への職業教育と就職・進路指導を一体化して高い就職実績を誇っている。また、実習等による教育・保育現場からのフィードバックや、卒業生・雇用主アンケートの実施により職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

専門教育に関する教育課程については、学生アンケートのほか、資格取得率や就職率などによる検証結果も順調であり、大きな課題は無く順調である。教養教育については、生成AIをはじめとして社会の変化に対応した取組が求められており一定程度は対応ができるが、一方で免許・資格関連科目の専門性がさらに高まり専門教育が拡大しつつある状況のため、2年間の修学期間という制約の中で、教育課程の充実に向けてはさらに工夫が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

教育課程を充実させるために取り組んでいるDP達成度調査により、多くの調査結果に基づき多面的・総合的にDP達成度を評価することで、教育課程の改善を実効的なものとしている。その成果として、免許・資格取得率、就職率、授業満足度、成長実感率などについて中期計画等の数値目標を達成できており、PDCAサイクルが一定程度機能していると認識している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(1) 学習成果に具体性がある。

教育課程レベルでの学習成果については別府大学短期大学部 3 つのポリシーにディプロマ・ポリシーとして具体的に明記している。科目ごとの学習成果については、シラバスにおいて「到達目標」として、「学生を主体とした目標とする」「成績評価を意識し、観察・測定可能な具体的な内容を記載」など一定の質的水準に基づいた記述を行っており、学生が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示している。さらに各科目のオリエンテーションなどで受講する学生に説明している。また、学科の学位授与の方針と各科目の到達目標との関連性を示す「カリキュラムマップ」の作成も行っている。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

シラバスに示された到達目標は「成績評価を意識し、観察・測定可能な具体的な内容を記載」するとともにその評価方法も明示している。そのため、授業レベルでの一定期間内での学修成果の獲得については教員・学生ができるだけ客観的に判断できるよう工夫している。また、期末試験、小テスト、レポート、実技試験など複数の評価機会を設けて定期的に確認している。試験の結果、学習成果の達成度が低い学生については、個別で補習授業や再試験を実施するなどして、一定期間内に学習成果が獲得できるようにしている。

(3) 学習成果は測定可能である。

科目ごとの学習成果の査定としては、期末試験、小テスト、レポート、実技試験を実施して到達目標が獲得できたかの評価を行っている。小テストでは、教員自身が定期的に学生の理解度を知り、理解できていない箇所について詳細な説明を加えることにより学修成果を上げている。評価方法は「期末試験、中間レポート、期末レポートのうち 2 つ以上を評価対象に含めること」としており、それらの学修成果を学生にフィードバックする方法も示すこととしている。そして、教育課程レベルでの学習成果の査定は、GPA 制度を取り入れた成績評価、授業評価アンケート調査があげられる。授業評価アンケート調査は半期ごとに全科目を対象として実施し、「総合的にみて授業内容を理解できたか」について確認している。授業評価アンケートは、学生自身の授業への取組姿勢と教員の授業方法に関する項目で構成しており、授業内容の理解度について学生サイドからの学習成果の測定を行っている。アンケートにより得られた結果を受けて担当教員が「授業改善プラン」を作成し、次期の授業にフィードバックできる仕組みを設けている。教育課程最終学年に実施される学外実習などの評価を重視するともに、DP 達成度テスト、学生に対する口頭試問を実施し、より多角的な測定に取り組んでいる。

[区分 基準 II-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

＜区分 基準 II-B-2 の現状＞

(1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。

授業科目の学習成果は、シラバスの到達目標として明記されており、その到達目標は学科等の学習成果である DP との対応が明確となるようにシラバスに記載されている。このように授業科目の学習成果と学科等の学習成果の対応はシラバスを中心に教員や学生により確

認・点検されている。

(2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。

シラバスには成績評価基準に基づいた成績評価方法と成績評価基準を明記し、これにより評価を行っている。シラバスに学習成果(到達目標)とその評価方法を明記するとともに、評価した学修成果物を学生に返却(フィードバック)することにより、学習成果の獲得状況の評価だけでなく、その結果を学生と共有している。

教員は期末試験だけでなく、必要に応じ隨時小テストやレポート提出を求めており、それらも成績評価の対象として学習成果の確認を行っている。また、科目によってはグループワークの取組状況の評価等により学習成果の状況を確認している。

(3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

各教員の評価活動が適切に行われていることを確認するため、各授業の到達目標毎の学生自己評価結果、授業毎のGrade Point (GP) 分布等を全教員で共有し、教育課程を通した学習成果の獲得状況を把握している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

(1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。

GPA分布、単位取得率については半期ごとに取りまとめを行い、短大企画運営会議及び学科会議で確認することで学修成果の獲得状況を教員相互でチェックし、教育方法や学生指導の改善に活用している。学位取得率や免許資格の取得率については毎年実施される「教育課程編成方針(CP)等に基づく教育課程プログラムの成果の検証」において学科ごとに現状を分析し、次年度に向けた改善を検討している。学生の業績の集積(ポートフォリオ)などについては、「ポートフォリオ学修支援システム」に情報を集積し学生指導や学生面談に活用している。

また、今後の各科目でのループリック評価活用向上に向けて、シラバス記入要領にループリック例を示すほか、FD研修会などで活用拡大を呼びかけている。

(2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。

学期毎に学生による授業評価アンケートを実施しているほか、ポートフォリオ学修支援システムにより、学期毎に学生自身による学習成果の振り返りと今学期の目標などを記入させ、科目レベルの学習成果の獲得状況を把握している。

(3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

また、在籍率、卒業率、就職率、留学参加率、免許取得率などの情報、卒業生・雇用者へのアンケート結果を教育課程レベルの学習成果の獲得状況測定に活用している。

量的・質的データに基づく学習成果の評価については、計画的に実施し結果を公表している。「学生募集・入試に関する IR データ」(在籍者数、入学者数等)、「教育・学習環境等に関する IR データ」(単位修得状況、GPA 分布、教員数等)、「学生の学習時間と学習行動、学習成果に関する IR データ」(授業時間外の学習時間等)、「学生指導に関する自己評価と IR データ」(退学者率等)、「就職に関する自己評価と IR データ」(就職率等)、「研究活動その他の IR データ」(科研採択状況等)を集約し、その IR データに基づき、学習成果の獲得状況を分析し、その改善に向けた取組を続けている。この IR データに基づく分析と改善計画は「自己点検評価書」として全学でとりまとめている。自己点検評価書の IR データの一部を省略した抜粋版「自己点検評価書」及び「授業評価報告書」をウェブサイト「情報公開」において公開している。

(4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。

卒業生及び雇用主へのアンケートは毎年実施している。アンケート結果及びその分析結果については、卒業生・雇用主アンケート調査報告書として取りまとめている。

上述のアンケート項目は、卒業生が各科の学習成果を達成できているかを尋ねる内容としており、その結果を総合して学習成果の点検に活用している。調査・点検はディプロマ・ポリシーとの対応に留意して実施しており、その結果は 3 ポリシーに基づく PDCA サイクルに活用している。

(5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

さまざまな調査分析結果は、DP 達成度総合評価において活用し、学習成果の点検および教育改善において活用している。

[区分 基準 II-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

＜区分 基準 II-B-4 の現状＞

(1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。

学習成果の獲得状況については、各授業の成績状況を可視化することで把握を行っている。また、卒業時の試験、口頭試問、アンケート等によって教育課程を通した学習成果の獲得状況を可視化している。

(2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。

学生による授業ごとの学習成果の獲得状況の自覚については、ポートフォリオ学修支援システムにおいて、各授業の到達目標毎に学生自身が獲得状況を評価し、その結果と成績評価を比較することで実施している。また、学期毎に学生自身による成長実感を調査して意識させることや、GPS-Academic テストによる自身の成長を可視化・言語化することに取り組んでいる。

(3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

学習成果の獲得状況の公表については、卒業や免許資格取得率や就職率など一般的に他大学と比較可能で客観的な数値の公表に努めている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

学習成果については学内・学外の様々な指標から検証し、改善にむけた取り組みが実施できている。その中でも、学生自身による学習成果の自覚を促す取り組みについては工夫の余地がある。現在、ポートフォリオ学修支援システムによる学生自身の自己評価や、GPS-Academic テストの結果により、成長や課題を自覚する取り組みをしているが、それぞれの取り組み結果が別システム上で学生に提供されるなど関連付けが弱く、学生が活用しやすいとは言いたい。今後はポートフォリオシステムの改修などにより改善を図りたい。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

学習成果の獲得状況は授業レベル、カリキュラムレベルで検証しており、その状況も良好である。その結果、資格取得状況や就職状況も良好であり、卒業時アンケート等の評価も高い。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

＜区分 基準Ⅱ-C-1 の現状＞

(1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

本学の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の学習成果を示すディプロマ・ポリシーに対応している。本学のディプロマ・ポリシーは「教養」「専門力」「汎用力」の3つの力に整理して示しているが、アドミッション・ポリシーではそれぞれの力の学修に必要となる入学前の学習成果を明確に示しつつ、高等学校の評価の観点と整合するよう表記を工夫している。アドミッション・ポリシーのうちディプロマ・ポリシーの「専門力」に対応するものとして「各学科が求める学生像」の3つの項目を挙げている。この3つは専門的知識・技能を身に付けて社会に貢献する強い意志と専門的な学修に必要となる粘り強い努力などについて示している。ディプロマ・ポリシーの残る2つの「教養」「汎用力」に対応するものとして「入学者に求める知識・能力等」の3つの項目を挙げている。この3項目「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に協働する態度」はそれぞれ高等学校の評価の観点に対応する形で本学の「教養」「汎用力」の学修に必要となる基礎的な学力等を整理して示したものとなっている。

本学の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）には、入学前の学習成果の把握・評価方法を明確に示している。アドミッション・ポリシーの3つの項目の1つである「3. 入学者に求める知識・能力等の評価方法」において、「知識及び理解」「思考力・判断力・表現力」「主体的に協働する態度」を、推薦書・調査書・自己評価書・小論文・面接・筆記試験・

口頭試問・大学入学共通テスト・自己申告書（エントリーシート）・課題・受験をしていれば英語及び数学及び情報に関する資格・検定のスコア等により把握・評価することを明記している。

入学者選抜の方法は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜（A・B・C日程）、一般選抜（共通テスト利用）、特別選抜の5つの方法をとっている。本学の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）では「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に協働する態度」の学力を入学者に求めているが、本学が実施する全ての入試において、これらの学力の一部又は全てについて知識・能力等の評価方法としている。このため、入学者選抜の方法は、入学者受入の方針に対応している。

(2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。

高等学校での学びを多面的に評価するため、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定している。入学者選抜における評価の方法として、調査書、面接、小論文または国語や英語による筆記試験等を挙げ、入試毎にその評価方法の組合せや重視する観点を選考基準として示すことで、高等学校での評価の観点を踏まえた多様な選抜を公正かつ適正に実施している。入学試験問題の作成及び入学試験面接は、入学者受入れの方針に基づいた選考が適正に実施されるように内容の検討・改善を定期的に実施している。面接試験では意欲のある学生を選抜するための質問項目を用意している。

(3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。

（該当なし）

(4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。

入学者選抜については「別府大学短期大学部入学者選考に関する規程」を定めている。入学者選抜要項や入学者の合否判定等は、すべて教授会の議を経て学長が決定することとなっており、規程に基づき実施している。

(5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。

入学者選抜の実施における責任体制については、入試実施に関する全ての事項は学長が決定することになっているほか、入学試験委員会委員長は実態として学長が指名しており、またアドミッション・オフィス長は学長が指名することが「別府大学短期大学部アドミッション・オフィス規程」に定められているため、学長を中心とした体制が確立している。

(6) アドミッション・オフィス等を整備している。

総合型選抜に関し、企画・実施・調査研究を行うためにアドミッション・オフィスを設置している。総合型選抜に関して、「募集要項や評価基準等の作成を行うこと、出願資格や課題等の設定及びその評価に関する事項、面接試験等の実施及びその評価に関する事項、総合的な成績評価の決定及び評価結果を教授会に報告すること、その他総合型選抜に必要な事項を処理すること」の業務を行っている。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

＜区分 基準Ⅱ-C-2 の現状＞

(1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

入学試験要項において、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示すとともに、「大学案内」にも明記し、受験希望者に対して広く周知している。

(2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。

選抜区分ごとの募集人員についても「入学者選抜要項」に明記し公表している。

(3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費を「入学者選抜要項」「大学案内」に明示している。また、授業料とその他入学に必要な経費は、必ず納入すべき「納入金」として任意である「寄付金」と区別をして示している。

(4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

受験の問い合わせは別府大学・別府大学短期大学部入試広報課を窓口として対応している。電話及び窓口での問い合わせに対応するほか、大学ホームページからの問い合わせ、進路学習を支援する業者からの資料発送依頼や進路ガイダンスへの参加にも迅速に対応している。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

入学者選抜においては、近年の高校カリキュラム改正、特に「情報」の必修化などに対応した評価方法の多様化について、令和7年度（令和8年度入試）より、情報に関する資格・検定試験のスコアをAPP（アドミッション・ポリシー・ポイント）として評価に加えることが決まっているものの、入試問題への組み込みに関しては今後の課題として残っており、多様な学習歴や能力を持つ受験生を多角的に評価しきれていない現状もある。また、総合型選抜においては、令和6年度（令和7年度入試）より、総合型選抜のエントリー制を改め、Ⅰ期・Ⅱ期制を導入したことにより、出願時期の早期化を実現したが、この成果を検証していくとともに、他大学と比較して不十分な評価方法の多面化にも取り組んでいく必要がある。対応の遅れは、意欲ある受験生を取りこぼす可能性や、受験生にとって魅力的な進学先として選択されない可能性がある。さらに、オンライン出願は実施しているものの、オンライン面接はいまだ導入されておらず、今日のデジタル化の流れに十分に対応しているとは言い難く、受験生は面接において不便を強いられる可能性があり本学の競争力の低下にも繋がりかねない。大学が求める学生像に合致する多様な人材を確保し、選抜プロセスをより効果的かつ効率的に運営していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

学力の3要素を多面的・総合的に評価するための選抜方法の見直しや、多様な背景を持った学生の受け入れに配慮した選抜（外国にルーツを持つ生徒を対象とした選抜）を実施する

など、新たな取り組みに継続的に取り組んでいる。また、入学後の修学状況等を調査による選抜の妥当性の確認も毎年実施している。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

入学前学習の一環として課題を事前に送付して新入生が課題に取り組む形で入学までに準備すべき学習内容の情報を提供している。推薦入試合格者対象の説明会と一般入試合格者対象の説明会を別に開催し、推薦入試合格者が入学までの期間を有効に活用できるよう配慮している。

(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

入学者及び保護者の希望者を対象とした質問コーナーを入学式後に開催し、学科概要、校外実習、資格取得、就職などについて質問がある保護者の方々に適宜対応し、入学式前から新入生オリエンテーションも開催し、「学生生活」に沿って単位取得や履修登録など学習及び学生生活全般にわたる説明を行っている。さらに、新入生の学習の動機を高めるため、学生自身が成長した姿をディプロマ・ポリシーにより具体的にイメージさせるとともに、ディプロマ・ポリシーと各授業の対応をシラバスやカリキュラム・ツリー等により理解させ「それぞれの科目をなぜ学ぶのか」という目的意識を持たせるようにしている。このような工夫は初年次教育である「基礎演習」をはじめとする様々な授業においても繰り返し実施している。

(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

学習成果の獲得に向けて、学習支援のための印刷物として「学生生活」を発行している。学生の履修計画を支援するため、「開講科目一覧」として整理し、授業実施時期、卒業要件や免許・資格ごとの要件をわかりやすく学生に示している。授業や学生生活について大学ホームページや学科独自の広報誌を用いて、授業風景、行事、学生生活や就職状況などの情報を提供している。

(5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。

各学科共に担任制をとり 2 年間通して一貫した履修及び卒業や進路に至る指導をしている。年度初めのオリエンテーションにおいて、選択科目・必修科目・選択必修科目など目指す進路希望に応じた説明をするとともに、「学生生活」を用いて履修指導を行っている。成績発表時には単位取得状況を把握し、細心の注意を払いながら各種資格・免許取得や卒業に

向けての指導を行っている。

- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。(7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
-

各学科とも、学科会議において学習上配慮が必要な学生の情報を共有し、学習支援方策について適宜点検を行っている。基礎学力が不足する学生に対する配慮として、各授業で個別指導を行うと共に、学習上の悩みが相談できるよう学生支援センターを設置している。また、進度の速い学生や優秀な学生に対して履修単位制限を緩和する制度を導入している。さらに、学習意欲の向上に配慮し、「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「器楽」等の科目において習熟度別クラスによる開講とするなどの取組も行っている。

- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
-

(該当なし)

- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
-

本学は図書館に専属職員を配置している。また、図書館運営委員会を設け、図書館運営について委員会の意見を反映させている。

シラバスに掲載されている参考図書を購入し、「シラバス図書コーナー」を設置している。また、資格・就職コーナー等を設け、学習を支援している。さらに学外機関との連携による相互貸借や文献複写を実施、県内公共図書館と大学図書館との横断検索システムにも加入しており、幅広いサービスを展開している。

- (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
-

学生の海外への派遣については、海外留学推進センターにおいて留学プログラムを企画して学生へ周知している。短大の学生が参加しやすいように「海外短期語学研修」に対応する海外研修については、新型コロナの影響のためR3年度からオンラインによる実施としたが、R6年度は参加者数減により実施していない。

- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。
-

学修成果の獲得状況に応じた支援については、GPAが一定基準以下（1.0以下もしくは3期連続1.4以下）の学生に対する修学指導をおこなっている。それ以外にも、出席状況を各学科で把握し、担任と連携を取り早期の指導をおこなっている。また、成績発表時には単位修得状況を確認し、その後の履修指導などに努めている。特に近年は支援が必要となる学生が増加傾向にあるため、令和6年度には学生の学修支援を業務とする「学生支援センター」を設置し、学生支援の充実に努めている。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

〈区分 基準Ⅱ-D-2の現状〉

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

学生の生活支援のための組織である学生委員会は、学長補佐と各学科学生委員で構成している。毎月第4水曜には大学と合同の学生委員会を開き、学生に関する諸問題等を議論している。短期大学部の学生委員会は、合同の学生委員会の前後に開催し、学科の課題に即した具体的な協議を行っている。さらに、令和6年には学生満足度調査を実施した。学生満足度調査の結果は報告書としてまとめてデータ化し、FD研修会により結果と分析内容を公表して学生生活の改善・改革に努めている。

事務組織である学生課は学生委員会と緊密な連携のもとに、学生生活の諸事項の処理にあたっている。

また、全教職員が週2コマのオフィスアワーの時間を設定し、学生が相談しやすい環境を整えている。ポートフォリオ学修支援システムによって、学生の学修や生活状況等を教職員全体で共有できるようになっている。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

クラブ活動に関して、短期大学部の学生は、別府大学の学生と共に活動している。体育系のクラブには、教職員を部長・顧問として配置しており、支援体制強化に努めている。文化会には教職員による部長・顧問はいないが、学生課の職員で支援にあたっている。また、学園行事（体育祭・学園祭）に関しては、学生委員会と学生課の職員で支援にあたっている。

公認サークルと呼ばれるのはスポーツ振興会（体育系）・文化会（文化系）に所属している35サークル（内休部が8サークル）と強化部（硬式野球・女子柔道・剣道・なぎなた・吹奏楽団）で、史学研究会や学科の研究会、教職・公務員の研究会等は準公認サークルとなっている。

資金面では、体育文化費として令和6年度は785万円を援助した。そのうちクラブ活動への補助金として570万円（印刷製本費100万、学生生徒指導費470万）配分している。残りは学生使用施設（野球部グランド、柔剣道場、体育館、サークルハウス等）の光熱水費や一部の清掃費、修繕費、バス運行費等に215万円配分した。

クラブ活動については以下のとおりである。

強化部－硬式野球部、女子柔道部、剣道部、なぎなた部、吹奏楽団

スポーツ振興会（体育系）－空手道部、卓球部、ワンダーフォーゲル部、アーチェリー部、少林寺拳法部、ソフトテニス部、硬式庭球部、バドミントン部、ヨット部、バスケットボール部、バレーボール部、サッカー部、弓道部、合氣道部、陸上部、フットサル部、ハンドボール部、なぎなた部、水泳部、居合道同好会

文化会（文化系）－イラスト研究部、企画部、m.a.p、器楽部、現代視覚文化研究会、写真部、天文部、フォークロッククラブ、温泉愛好会、演劇部、ギター愛好会、モルック愛好会、BVNGO、レトロ散策会、沖縄エイサー団、FOBUL、箏曲部

短期大学部には顧問を配置した研究会活動がある。食物栄養科には、4の研究会があり食の専門家を目指す栄養士の卵として、研究活動に取り組んでいる。（「子どもの食と栄養研究

会」「食事療法研究会」「調理・食品加工研究会」「食の科学研究会」)。初等教育科には、11の研究会があり、実践力が身に付くよう、学生が主体的に活動している(ハンドベル研究会、授業研究会、造形研究会、子どもヘルスプロモーション研究会、保育研究会、SHO のあそび研究会、おはなし研究会、乳児研究会、表現研究会、ハンドメイド研究会、子育て支援研究会)。

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

キャンパス内には「和」(なごみ)と「B's キッチン 36 (サブロー)」の二つの学生食堂を整備しており、学生のニーズに応えられるようになっている。「和」には室内に 174 席、外に(固定テーブルを置いて) 8 席、合計 182 席があり、また、「B's キッチン 36 (サブロー)」には室内に 173 席、外に(丸テーブルを置いて) 19 席、合計 192 席があり、学生は好みによって幅広く食事の選択ができるようになっている。さらに、昼食時間に併せて、弁当の販売を実施し、その他パン屋が移動販売をしている。

売店は、「キャンパスショップ」があり、文房具類や教科書の他、学生の要望を受け菓子や弁当等を販売するなど、学生の利便性が向上した。本学から徒歩 10 分以内に金融機関や郵便局があるが、大学構内にも ATM1 台(大分銀行)が設置されている。学生の休息のための施設・空間として、学生ホールが 2 カ所(25 号館 1 階 26 席、32 号館 1 階 68 席)、サークルハウスなどがある。

(4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。

住環境として、全室個室タイプで学生のプライバシーを保ちながら各階に共有スペースを完備したファンヴィレッヂ寮(4 階建)があり、収容定員は、男 46 女 54 名の計 100 名である。また、留学生の受入のために、留学生寮(上人ヶ浜 2 番 12 号、56 名収容)がある。

この施設では毎年、新入生の受入を優先し、残寮希望者に対して審査のうえ一部を指導寮生として許可している。各寮には寮監(職員)を配置し、寮生の指導に当たっている。宿舎等の斡旋については、石垣・亀川キャンパス周辺で主として本学の学生を対象としている下宿(11軒)や間借り・アパート等(92軒)を紹介している。令和 6 年 9 月に「学生のマンション・アパート・下宿等経営者との懇談会」を行った。

(5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。

昭和 62 年 3 月に JR 別府大学駅が開業され、駅から徒歩約 10 分(0.9 キロ)と通学の利便性が良い。学生が利用できる駐車場の台数は限られているため、原則車での通学は禁止とし、別府市以外から公共交通機関を利用して通学することが特に困難な学生に対し、申請書の提出により、学生委員会で審議のうえサークルハウスでの駐車を許可している。また 2 輪車(バイク・自転車)専用の駐輪場(138 台収容)を設け、駐輪できる場所を確保している。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

本学独自の奨学生として「別府大学短期大学部奨学生」及び「在学生成績優秀者奨学生」制度があり、日本学生支援機構等の外部奨学生制度も斡旋している。別府大学短期大学部奨学生は、スポーツ奨学生制度として昭和 47 年に創設され、入学金や授業料の免除又は一部が減額される制度で、採用になった学生は、特技の向上に努力するのはもちろん、学業成績

の向上にも努め、学則を遵守し、他の学生の模範となるように義務と責任を持って努めなければならないとされている。令和 6 年度は、吹奏楽団 6 名（初等教育科 6 名）女子柔道部 1 名（初等教育科 1 名）女子剣道部 2 名（初等教育科 2 名）を採用している。また、在学生成績優秀者奨学生は、本学への入学について明確な意志を持つ者のうち、学業が優秀である者に対し、入学会員や授業料の免除又は一部を減額する学業優秀奨学生制度がある。令和 6 年度は、6 名が採用されている（食物栄養科 2 名・初等教育科 4 名）。

日本学生支援機構奨学金は、採用数が最も多く、毎年説明会を開催して広く募集を呼びかけている。令和 6 年度日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生は、1・2 年生合計で、第一種（無利子）が 128 名、第二種（有利子）が 83 名、給付が 100 名となっている。

表 1 日本学生支援機構表 1 奨学金(1・2 年生の合計)

年 度	第一種(無利子)	第二種(有利子)	給 付
令和 6 年度	128 名	83 名	100 名
令和 5 年度	146 名	80 名	103 名
令和 4 年度	148 名	76 名	122 名
令和 3 年度	141 名	109 名	115 名
令和 2 年度	150 名	100 名	82 名

また、平成 23 年度からは、別府大学同窓会による奨学金制度が導入され、各学科から奨学生希望者 1~2 名が推薦されている。その他学生の学業の模範となる成績優秀な在学生を顕彰する「在学生成績優秀者奨学金」制度（奨学金 5 万円、食物栄養科 4 名、初等教育科 12 名）がある。なお、各自治体及び企業の奨学金については、希望者がある場合に対応をしている。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生の健康管理として全学生対象の定期健康診断を、4 月 5 月にレントゲン間接撮影を実施している。そのほか新入生には健康アンケートや、予防接種歴を提出させ健康管理に当たっている。教育実習など実習に出かける学生に対し、麻疹抗体検査（個人負担）、細菌検査の実施支援をしている。

保健室・健康相談室では、養護教諭と保健師が 2 名体制で常駐しキャンパス内で発生した傷病に対しての応急処置や、学生の健康相談、保健指導を行っている。継続的に飲酒・薬物・禁煙などの講座を実施し、学生への啓発活動にあたっている。令和 2 年からキャンパス全面禁煙とし、平成 31 年 4 月からは教職員も禁煙に取り組むとともに、学生に対しては禁煙教育を実施し禁煙への啓発を行っている。さらに令和 6 年には新入生に向けたデータ DV 講話を開始した。

また令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症の流行に対し、感染者および濃厚接触者の特定と保健指導、職域接種の実施を大学事務局と連携し対応している。現在は学内の感染症対策方針に基づき、学生の感染状況を早期に把握し、出校停止措置や予防対策を各学部・学科と連携しながら講じている。

メンタルヘルスケア及びカウンセリングについては、令和 6 年度に「学生支援センター」

が整理・再編され学生支援にあたっている。センター内に学生相談室があり、公認心理師、臨床心理士の資格を持つ学生支援コーディネーターが常駐している。年度はじめにメンタルヘルスチェックアンケートを実施し、困りを抱えている学生の早期発見により問題の複雑化や重篤化への対応ができるようになった。これにより学内で心理的な支援を必要としている学生の情報が、一元化できるようになり、体制が整った。

令和3年以降は、学生によるピア・サポート活動により、履修登録支援や定期試験対策など学生同士の学修支援活動が動き始めている。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生生活についての学生からの意見や要望については、令和6年度に学生満足度調査を実施した。令和7年度には回答を取りまとめ、全教職員に調査結果の公表を予定している。平成30年以降学生及び教職員による点検・評価会議が継続的に開催されている。令和6年度には、学生代表12名と教職員18名による点検・評価会議及び授業改善を図るための会議を開催し、学生との意見交換を行った。毎年学生からの主な意見は企画運営会議・学科会議・教授会で検討し、各意見に対する対応策を全学生に示している。

また、スポーツ振興会と文化会に所属している学生は毎年3月に「リーダーズ・トレーニング」を開催している。これは1・2年生を対象とした次期幹部候補生を育成するために2泊3日で、香々地青少年の家でそれぞれが、研修会を実施している。主に今のサークル活動の在り方や、リーダーとしての資質向上のための討議を中心とした研修会である。初等教育科では毎年3月に「リーダー研修会」として各研究会のリーダーが今後の研究会活動について話し合い、リーダーとしての資質向上と研究会の在り方について議論を交わす場を設けている。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

現在、短期大学部に留学生は在籍していないが、大学の国際セミナーなどの行事等を通じて留学生と交流を図っている。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

短期大学部では、大分県の職業訓練制度による委託訓練生を受入れ、学修支援にとどまらず就職支援にも対応している。社会人学生の学習を支援する体制については、一般学生、社会人学生に関わらず、クラス担任制により常にきめ細かな指導を心がけている。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

本学においては、身体（肢体）にハンディを負った人にも不自由なく活動が可能な、人にやさしいキャンパスとなるよう整備を図ることとし、キャンパス内の歩道、建物の入口、建物内においても可能な限り段差を解消し、スロープやバリアフリートイレ、車いす利用駐車場や教室の整備を行っている。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。

本学では、平成15年9月に「長期履修学生規程」を制定し、受入れ体制を整えた。長期

履修生に対しては、履修計画書の作成段階から卒業までを一貫して、受入れた学科の学科長が個別に対応することとしている。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

学生の社会的活動に対する評価については、本法人で例年行われる学校法人別府大学スポーツ、文化・芸術奨励賞授与式において、特に活動が顕著と認められることがあった場合、社会貢献の部門を設けて奨励賞を授与し表彰している。また、災害時のボランティアについては、大学として全面的に支援を行っている。各学科においては、各授業科目や各研究会活動の中で学生の社会的活動について積極的に働きかけを行い、また、学生も積極的に活動を行っている。

[区分 基準 II-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

＜区分 基準 II-D-3 の現状＞

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

各学科からの教員で構成された就職委員会を組織し、委員長を中心にキャリア支援センターと連携を図りながら就職支援活動を行っている。

また、各学科の特徴を踏まえ就職先に適した指導を行うために、就職委員を中心にクラス担任等と連携して、学生の進路希望調査に基づいた指導を実施し、就職委員会及び各学科会議において、教員間の情報交換を頻繁に行っている。就職に関する行事としては、学科ごとに就職ガイダンスを開催している。その他、外部の就職イベント・セミナーへの参加指導や引率を行うことで100%の就職率と進路実現に向けて支援体制を整えている。

卒業生の就職先や県内の主要企業等を訪問する就職先激励訪問は、卒業生のフォローアップと同時に雇用先との信頼関係を構築し、継続的な求人の確保に役立っている。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

本学はキャリア支援センターを34号館1階に設置し、求人情報の提供や面接指導、就職相談等、総合的かつ個別化した学生の就職支援を行っている。

また、卒業年次生を対象とした進路登録カードをキャリア支援センターと学科が共有し、連携した学生の個別指導を実施している。

食物栄養科においては、求人表の閲覧は求人検索NAVIのサイトに登録し、インターネットを通じて随時確認することができ、また、求人票ファイルや受験報告書を整備して学生が閲覧できるスペースを設置している。

初等教育科においても、求人情報の掲示板及び閲覧スペースの整備により学生のニーズに応えている。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

短期大学部で取得できる資格免許はすべて就職に繋がっている。各学科ともに全学生がそれらを取得することを目標に、クラス担任と学科教員が協力して指導体制の強化を図っ

ている。食物栄養科では、栄養士資格だけでなく、栄養教諭や家庭科教諭などの教員資格やフードスペシャリスト資格の取得のアドバイスを専門の教員が行っている。初等教育科でも、保育士・教員資格等の資格取得のためのアドバイスを全教員が行っている。

また、実習指導等の授業に加えて、キャリア支援センターの専門教員を講師に迎えた講座を開講し、社会人としての意識の向上に努めている。加えて社会人となる基礎知識として、「金融講座」や「労働法講座」を設け、外部講師を招聘して開講し、卒後のキャリア形成を支援している。

就職試験対策としては、短期大学部全学科で基礎教養学習の指導を行っている。具体的には、「進路指導Ⅰ・Ⅱ」のキャリア科目を全学生が受講し、キャリア選択、就職試験、履歴書、面接の受け方、マナー等についても学習している。

また、公務員を目指す学生については、キャリア支援センターによる公務員講座・模試を開催し、公務員現役合格への支援を続けている。小学校教員採用試験対策としては初等教育科の教員による講座を開講し1次試験・2次試験対策の指導を実施している。

(4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

各学科で就職状況確認を行い、毎月末にキャリア支援センターで情報を集約している。各学科内でも同様の情報を教職員が共有できるようにしている。この就職率や求人情報のデータは、就職ガイダンスや保護者懇談会資料において学生と保護者に周知し、学生の就職支援に活用している。

進路未決定の学生については、就職担当とクラス担任が連携して本人と十分に相談しながら、就職への前向きな取組ができるよう支援している。卒業時未決定の学生については、卒業後も継続的に求人情報の提供を行い、最終的には100%の就職率となっている。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

1年次の「進路指導Ⅰ」と2年次の「進路指導Ⅱ」のキャリア科目において、担任が個別に学生の進路希望を把握し、相談に応じている。また、進学・編入の資料を整備し、志望に応じて受験指導を行っている。留学の希望については、本学の海外留学推進センターにつないで支援している。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

本学は担任制を基本とするきめ細かな指導体制のもとで学生指導を展開しており、その成果は免許・資格取得率、就職率、退学率等の結果からも認めることができる。しかし、学習成果の獲得に向けて学習上の悩みを抱える学生、生活面・人間関係などの不安や学生生活、集団生活への不安から体調を崩す学生は増加傾向にあり、担任教員を基本とする対応だけでは困難なケースも出てきていた。このような状況を踏まえ、学生支援の課題であった、「学生支援プロジェクト」の一環として令和6年度「学生支援センター」が新設された。現在、メンタルヘルス面の支援としてカウンセリングを中心とした支援が充実しており、学生の早期支援が可能になってきた。支援の必要な学生には十分な相談頻度や早期対応の必要があるが、学生相談室の繁忙期は相談枠の空きがなく相談予定日が数週間先になることもあり、相談体制の適正化が課題となっている。

さらに学習支援を必要とする学生への支援に課題が生じている。学生同士が支援にあたる活動は非常に有効であることは実績からわかっているが、支援にあたる学生が本人の学修等が多忙であるため確保できない。学習支援面も学生同士が「ピア・サポート」できる人員整備が課題となっている。

また、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については「地域フィールドワーク演習」「ゼミナール」等の科目とし研究会活動を中心に積極的に取り組んでいる。今後、さらに研究会と自治体などとの連携を明確にした地域貢献活動の整備が必要である。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

令和6年度に「学生支援センター」が新設され、支援を必要とする学生の受け入れ体制が整った。この制度・施設については、入学時や新年度のオリエンテーションにて全学生へ周知した。学生生活において困難を抱えている学生を早期に発見することで、問題が複雑化・重篤化する前に対応でき、より積極的に学生生活への適応に向けて支援できる体制となった。

新年度には「メンタルヘルスチェックアンケート」が実施され、早期に困りを抱えた学生が把握でき、面談支援を開始できている。学生支援センターの中に学生相談室が置かれ、臨床心理士・公認心理士の有資格者が相談業務にあたり、適切に学内外部署との連携や医療機関などとも連携することが可能となった。学生同士が支援し合う「ピア・サポート」も充実した活動を展開できており、カウンセリング以外のサポートの場として、令和7年度からは学生相談室が企画する学生の居場所づくりを応援するプロジェクト「居場所プロジェクト」についても段階的に始動予定である。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和元年に認証評価を受審した際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画は次のとおりである。

3ポリシーに基づくPDCAサイクルによる教育・研究活動の改善を図るため、さまざまなデータが集約しつつある。これらのデータを効果的に分析し改善を確かなものにしていくために、3ポリシーの見直しのための組織的な調査・分析と評価を計画的に実施する体制を構築し、その知見を活用していく。

学習支援については、担任教員による個別指導を基本としつつも、今後さらなる多様な学生の入学も想定し、学習支援センター等の設置に向けて検討を進める。

また、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）を積極的に評価していくためにサービス・ラーニング科目を設置し、多様なプログラムの提供を検討する。

令和2年度に開設したIRセンターを中心に、学内データを収集・分析し教育改善に活用する体制を構築した。学習支援については、令和7年度より学生支援センターを開設し、全学的な支援体制が確立した。サービス・ラーニング科目については「地域社会フィールドワ

ーク演習」における活動により学生の社会的活動を推進している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生支援センターの開設により学修支援体制が確立し、特にメンタルヘルスケアについては早期支援が可能になった。一方、個々の学生の希望や学修の進度を踏まえたきめ細かな履修指導や学修支援等の取り組みについては、担任教員による指導にとどまっており組織的な支援には至っていない。今後はアカデミック・アドバイジングの実施にむけて学生支援体制を強化する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

(1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。

各科・専攻課程の資格・免許取得に向けた教育課程編成・実施の方針に基づいて、資格・免許の根拠となる法令等に沿った教員組織となるよう厳格に教務委員会を中心に組織を整備している。

(2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

令和 7 年 4 月から基幹教員制度を導入し、短期大学設置基準第 6 章の基準に沿った教員数を充足し、基幹教員とその他の教員として基幹教員以外の教員（非常勤教員）を配置している（表 2）。

表 2 別府大学短期大学部基幹教員数（令和 7 年 5 月 1 日）

学科、専攻科	収容定員数	基幹教員数 (専ら当該学部の教育研究に従事する者)					助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)	必要な基幹教員数	うち教授数	必要な基幹教員数の四分の三の数
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	計					
食物栄養科	80	6	3	0	0	9	0	3	5	2	4
初等教育科	400	13	6	6	2	27	0	21	12	4	9
専攻科	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大学全体の収容定員に応じた教員数	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2	—
計	510	19	9	6	2	36	0	24	22	8	13

(3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、基幹教員 36 名及び基幹教員以外の教員として非常勤教員 24 名を配置している。

(4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その

他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

短期大学設置基準第7章教員の資格に沿って整備した「別府大学短期大学部教員資格審査基準」を基に、資格審査教授会を開催し厳格に学位や研究業績等の審査を行っている。

教員の学位や研究業績については（リサーチマップを活用して）で公表している。

なお、基幹教員の採用・昇任は、「学校法人別府大学職員就業規則」「学校法人別府大学教職員採用、昇格に関する規程」「別府大学短期大学部教員資格審査規程」及び「別府大学短期大学部教員資格審査基準」「学校法人別府大学における任期付き教員に関する規程」等に基づき実施している。また、短期大学部は実業教育という性格上実務型教員を採用することが多いことから、採用・昇任のプロセスを明確にするため、「実務型教員の採用及び昇任に関する内規」を定め、社会的活動経験などの実務経験と業績の扱いを明確にしている。

(5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を踏まえ、「別府大学及び別府大学短期大学部非常勤講師の委嘱に関する規程」により委嘱している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

指導補助者として、食物栄養科では実験助手3名を配置している。

また、メディア教育・研究センターで行う学生への学習支援等の一環として、主に専攻科生を学生スタッフ（SA）として、授業等に影響のない時間帯に雇用し、学生目線によるきめ細かな学習支援（主に情報機器の活用に関するサポート）を実施している。

[区分 基準III-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

＜区分 基準III-A-2 の現状＞

(1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。

基幹教員の研究活動は、「別府大学・別府大学短期大学部における研究活動行動規範」において、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程で、本規範の趣旨に沿って誠実に行動することを定めている。基幹教員は、別府大学短期大学部紀要（以下、本学紀要という）や各科・専攻に関連のある所属学会誌等へ投稿し、研究成果を公表している。また、具体的な研究費等については、「別府大学・別府大学短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程」、「別府大学科学研究費補助金事務取扱規程」及び学内公募される学長裁量経費の公募要領等について定めている。基幹教員の令和7年度科学研究費補助金（以下、科研費という）の採択者は3名であるが、いずれも内容は、各学科・専攻課程に関するものであり、成果を上げている。

基幹教員の研究活動状況は、リサーチマップを活用して公開している。

本学紀要に掲載された研究論文等は、別府大学附属図書館の「別府大学機関リポジトリ」を通じて公開している。

(2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。

科学研究費補助金については、採択件数の増加を図るため、申請予定者に対して毎年6月～7月に公募研修会を開催し、5月に全学的に研究倫理に関する研修会を行っている。また、科学研究費補助金の採択者に対しては、補助金の適正執行等を目的として、内部監査での指摘事項や科学研究費補助金に関する使用マニュアルの変更点などを周知した。その他の外部研究資金として受託研究を1件受け入れている。

(3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。

研究活動に関しては、「別府大学・別府大学短期大学部における研究活動行動規範」を定め、基幹教員に研究者としての倫理保持を課すとともに、「別府大学・別府大学短期大学部における研究活動の不正行為防止等に関する規程」、「別府大学・別府大学短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程」等により、研究活動における不正行為の防止等について定めている。また、研究成果に関しては、「学校法人別府大学職務発明規程」等により、職務発明の届出、知的財産権の帰属等について必要な事項を定め、整備している。

(4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

基幹教員の研究倫理を遵守するために、研究倫理審査委員会を設置している。特に、人を対象とする研究を行う場合は予め研究倫理審査委員会の審査を受けることと「別府大学・別府大学短期大学部研究倫理審査委員会規程」に定めており、研究倫理審査委員会は年4回(4月、7月、10月、1月)、倫理的及び社会的な面から特に次の点を考慮して調査、審議を行っている。

- | |
|---------------------------------|
| 一 研究の対象となる個人（以下「対象者」という。）の人権の擁護 |
| 二 対象者への利益と不利益（危険性を含む。） |
| 三 学術上の貢献度 |
| 四 対象者の理解と同意 |

(5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

年1回「別府大学短期大学部紀要」を発行しており、令和6年度は第44号を発行した。第44号には論文等8編を掲載している。

本学紀要は毎年、国内・国外の大学等へ300～500冊送付しており（令和6年度は398冊）、並行して別府大学附属図書館の「機関リポジトリ」で、1号から最新号まで544コンテンツの論文等の本文をウェブサイトで公開している。

また、本学初等教育科（児童学会）でも「機関誌・初等教育」を隔年で発行しており、令和5年度に第46号（掲載論文等編）を発行し、学内の会員等へ400冊程度渡しており、本

学紀要と同様本学附属図書館の「機関リポジトリ」で 42 号～46 号の 92 コンテンツの論文等の本文を公開している。

さらに、本学附属の幼児・児童教育研究センターでも「センターレポート」として毎年紀要を発行しており、令和 6 年度は、第 44 号（掲載論文等 10 編）を発行し、毎年、県内の行政機関や関係施設等へ 200 冊程度送付しており、本学紀要と同様本学附属図書館の「機関リポジトリ」で 39 号～44 号の 68 コンテンツの論文等の本文を公開している。

(6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

基幹教員が研究を行う時間については、明確な研究時間の確保は行っておらず、個々人の授業等がない時間を利用して研究を行っている。研修に関しては、「別府大学短期大学部教員国内国外研修に関する規程」に資格・期間・費用等を定めている。

(7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

留学、海外派遣、国際会議出席等の細かい区分はしていないが、「別府大学短期大学部教員国内国外研修に関する規程」により整備している。同規程では、3 カ月以内で国内または国外で学術研究・調査を行うことができるようになっている。また、「別府大学・別府大学短期大学部教員海外研修規程」には、長期海外研修(2 ケ月以上 1 年未満)、短期海外研修(2 ケ月未満)を定めており、海外で研究・調査ができるようになっている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

(1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。

本学の事務は、最高責任者である理事長の下に、専務理事を置いている。事務局の日常の業務は、専務理事の指揮のもとに事務局長を責任者として、それぞれの部・課長の下で適切に処理をしている。

事務職員は、採用時に理事長、専務理事等による面接試験を実施し、本学の職務に必要な能力を有していることを確認している。

また、採用後も必要に応じ、専門的な能力を養うため、専門研修の実施、外部研修への派遣、OJT、SD 研修等を実施しており、専門的な能力を有している。

(2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務職員は毎年、業務に関する自己分析、健康状態や異動に対する意見等を個人調書で、及び当年度の職務内容や職場の雰囲気等を自己申告書で事務局長を通じ、法人事務局に提出している。法人事務局は、この調書等及び事務担当部長等からのヒアリング並びに普段からの各種情報等により、職員個々の能力や適性を把握し、各職員が能力や適性を十分発揮できるように環境を整えている。

(3) 事務等関係諸規程を整備している。

事務関係の諸規程については、管理運営規則、事務分掌規程、職員就業規則等、事務関係

諸規則を整備している。

(4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。

総務・研究推進課、教務課、学生課及び留学生課の事務室を1号館に、入試広報課を32号館、キャリア支援課を34号館に配置している。また、初等教育科及び食物栄養科の事務室を25号館、23号館にそれぞれ配置している。情報機器、備品については、職員1人に1台のパソコンを配備するなど、事務処理に必要な機器・備品類は整備している。情報機器に関しては、多くの職員にパソコンに加え、モニターを1台増設するなど事務処理の効率化の工夫を施している。また、事務局や各課に共有ファイルを置き、重要事項や情報の共有及びデータの一元管理等を進めている。部署によっては、共有サーバーを設置し、事務処理のスピード化等を図っている。

(5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。

業務の見直しや事務処理の点検・評価については、日常的に改善を図るように努めており、例えば、諸会議のペーパーレス化を令和3年度から実施し、令和7年4月に看護学部を設置したことに関し、キャンパスが別になることも考慮し、事務専決規程を企画運営会議や教授会で了承を得て、同年5月に制定し、休暇や出張関係の手続きについて、学長決裁を学部長決裁に変更し、事務の改善を行った。今後、電子決裁の導入も検討を進めている。この他にも履修登録確認票の廃止等事務の簡素化等の改善を進めている。

(6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

学生の成績記録については、「学校法人別府大学文書保存規程」に基づき、永年保存として、適切に保管している。

[区分 基準III-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

＜区分 基準III-A-4 の現状＞

(1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。

学生の学習成果の獲得が向上するよう、基幹教員は学内の関係部署と連携している。入学後のオリエンテーションでは、学生に対して教務課と基幹教員で履修方法などの説明を行っている。情報技術の向上に関するトレーニングについて、学生に対しては教育課程編成・実施の方針に基づき、主に情報処理系の講義を中心に学科教員が実施し、教員に対するトレーニングは、メディア教育・研究センターが個別的対応により実施している。

学生の生活指導については、学生委員会で、年間計画や具体的な指導計画等を検討している。例年、5月に教職員で無断駐車・駐輪指導及び登校指導を商業施設（大学近辺のスーパーやコンビニ）や路上に立ち実施している。また不定期ではあるが有志の教職員を募って大学近辺での路上喫煙指導にあたっている。

大型連休や長期休暇（夏・冬・春）の前には、休暇期間中の生活に関する注意事項を作成し、学生に周知している。

秋には、全学一斉の避難訓練を行っており、学内にいる教職員及び学生が全員参加してい

る。また、学園祭に模擬店参加する団体を対象に消火訓練を行っており、学園祭当日は、調理室にて学生たちの調理を監督している。

年間を通して『別府大学防犯パトロール隊』を組織（別府市防犯協会連合会に登録）し、毎月1回最終金曜日に2編成（ルート）で、学生と教職員で1時間程度の学校周辺の巡回を行っている。

授業の1コマを使い、新入生を対象とした禁煙教育を保健室主導のもと行っている。また警察署員を招聘して交通マナー指導・薬物乱用防止・特殊詐欺・闇バイト等に関する講演会を実施している。

合理的配慮に関しては、令和2年2月に学内指針を制定し、対応にあたっている。学生からの相談・申請に基づき、検討委員会（教員・職員混成会議）において検討のうえ、学長採決によって合理的配慮の提供を行っている。また、令和6年度に学生支援センターを開設し、学生支援の充実に努めている。

また、事務職員は、企画運営会議、教務委員会、学生委員会、就職委員会を始めとする各種委員会に構成員として参加し、担当教員と連携、調整を図り、学生の学習成果の獲得が向上するよう業務を遂行している。

(2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

教育研究活動等については、学長の統括のもと、短大企画運営会議及び教授会で責任をもって運営を行っており、学校法人別府大学管理運営規則、短大企画運営会議規程及び教授会運営規程に基づいている。

[区分 基準III-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準III-A-5 の現状>

(1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

SD活動に関する規程として、平成23年に「別府大学SD委員会規程」を制定し、別府大学及び別府大学短期大学部の教職員の資質向上を図る組織的な取組を行っている。

令和6年度は、(1)大学の管理運営及び教育研究に必要な知識及び技能に関すること(2)3つのポリシーに基づく大学の取り組みに関すること(3)自己点検・評価と内部質保証に関する事(4)教学マネジメントに関する事(5)大学教育改革に関する事(6)正課外活動の諸活動における様々な指導、援助など学生の厚生補導に関する事(7)業務領域の知見の獲得など専門知識の習得やスキルの向上、資格取得に関する事(8)マネジメント能力、リーダーシップ、コミュニケーション能力、企画立案能力、課題発見・課題解決能力、業務改善力、事務処理能力等に関する事(9)総務・財務・人事・企画業務等に関する事を計画した。

学内研修として、初任者研修を2回、理事長や学長を講師とした大学管理運営に関する研修、アセスメント検証と改善策に関する研修等を実施した。

学外研修として、「おおいた地域連携プラットホーム」の、「人口減少社会において（地方）大学・政策・（地域）社会がなすべきこと」（講師：共愛学園前橋国際大学 大森学長）に参

加した。

また、独立行政法人日本学生支援機構の「障害学生支援実務者研修会」、国立情報学研究所の「大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム」等に参加した。これらの研修の成果を活用して教育研究活動の支援を図っている。

業務の見直しや事務処理の点検・評価については、毎週朝礼を実施し、日常的に事務処理の確認・周知等を行い、業務の適正化及び効率化を図っている。

また、SD研修や各種研修等を通じ、常に事務改善等について考える機会を作っている。

事務職員は、企画運営会議、教務委員会、学生委員会、就職委員会を始めとする各種委員会に構成員として参加し、担当教員と連携、調整を図り、学生の学習成果の獲得が向上するよう業務を遂行している。また、各種委員会での内容を事務職員に周知し、担当教員と重ねて連携を図るようにしている。

さらに、学生への学修や生活面に関する指導についても教員と協働し、学生の立場に寄り添って業務を遂行している。

(2) 教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

「別府大学短期大学部FD委員会規程」を、平成27年4月1日から施行し、その後、3回改訂を行い、最新の規定は令和4年8月3日施行となっている。その中でFD活動に関する事項を定めている。学生による授業評価に関する活動については、毎年半期ごとに全科目を対象とした「授業評価アンケート」を実施している。アンケートは、学生自身の授業への取組姿勢と教員の授業方法に関する項目で構成しており、授業内容の理解度について学生サイドからの学習成果の査定を行っている。得られた結果を受けて担当教員が「授業改善プラン」を作成し、次期の授業にフィードバックできる仕組みを設けている。この「授業改善プラン」は教員相互に公開する形にして、この中でも「授業改善」について学び合っていくシステムにしている。さらなる授業内容・授業方法の改善のためのFD研修会も毎年開催しており、令和6年度は、「授業改善のための取組」をテーマとして、学生代表参画のもと授業改善を目的とした意見交換を行った。年度末には「状業評価の高かった先生の実践に学ぶ」として、演習系・講義系2名の先生の実践発表を行った。さらに、シラバス作成時期の前には「シラバスの記載内容と授業改善について」をテーマに、シラバスへの記載の方法を含めた「到達目標の考え方と評価について」「ループリック評価の導入」についての研修や本学のIT環境を活用した授業手法やアクティブ・ラーニング等の授業手法について研修を行い、授業・教育方法の改善を行っている。

[区分 基準III-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

＜区分 基準III-A-6の現状＞

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

教職員の就業に関する規程として、「学校法人別府大学職員就業規則」「学校法人別府大学給与規程」のほか、「学校法人別府大学育児休業等に関する規程」、「学校法人別府大学介護

休業等に関する規程」、「学校法人別府大学ハラスメント防止等に関する規程」等を整備し、諸規程等の制定、改廃は、隨時行われている。

(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

新採用者には新任教職員説明会等において、就業規則等の内容や服務に関する諸手続等を説明し、理解を深めている。

規程等の制定及び改廃についても、所属長会議や事務会議又は教学部局の諸会議において、その内容を迅速に周知徹底している。

また、毎年、「事務基準単価表」を作成し、教職員初任給、各種手当、非常勤講師手当及び交通費、旅費等を掲載して、教職員に広く周知している。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。

教職員の就業に関しては、「学校法人別府大学管理運営規則」「学校法人別府大学事務分掌規程」「学校法人別府大学職員就業規則」「学校法人別府大学非常勤職員就業規則」及び「学校法人別府大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程」等の諸規程に則り適正に管理している。特に、人事及び給与関連規程については、基準や内規を定め適正に執行している。また、勤務時間の管理については、「変形労働時間制に関する協定書」及び「時間外労働・休日労働に関する協定書」を締結して勤務時間を適正に管理している。

[テーマ 基準III-B 物的資源]

[区分 基準III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準III-B-1 の現状>

(1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校地の面積は、「短大設置基準と校地面積との比較」(表3)のとおり、短期大学部専用として 22,628 m²を、別府大学との共用として 72,932 m²を有し、合計 95,560 m²を有することから、設置基準上必要とされる校地面積 5,000 m²を満たしている。

表 2 短大設置基準と校地面積との比較 (単位: m²)

校地面積 (m ²)			設置基準上必要面積 (m ²)	備考
専用	共用	合計	5,000	共用は別府大学 (文学部・食物栄養科学部・国際経営学部)
22,628	72,932	95,560		

(2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のス

ーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。

運動場敷地面積は、「短期大学設置基準と運動場敷地の比較」(表4)のとおり、短期大学部専用として37,684m²を、別府大学との共用として15,316m²を有し、合計53,000m²を有している。

表3 短大設置基準と運動場敷地との比較 (単位: m²)

運動場敷地面積 (m ²)			設置基準上必要面積 (m ²)	備考
専用	共用	合計	—	共用は別府大学（文学部・食物栄養科学部・国際経営学部）
37,684	15,316	53,000		

また、第1体育館と第2体育館を有している。第1体育館は1,462m²で、バレー・ボルコート2面、バスケットボールコート2面を設定することができる。第2体育館は1,695m²で、1階には健康増進を目的とする健康センターがあり、2階ではバレー・ボルコート3面、バスケットボールコート2面を設定することができる。これらはスポーツ、レクリエーションやクラブ活動実施にあたり適切な面積を有している。

(3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校舎面積については、「短期大学設置基準と校舎面積の比較」(表5)のとおり、短期大学部専用として14,302m²を、別府大学との共用として8,496m²を有し、合計22,798m²を有していることから、設置基準上必要とされる校舎面積4,600m²を満たしている。

表4 短期大学設置基準と校舎面積の比較 (単位: m²)

校舎面積 (m ²)			設置基準上必要面積 (m ²)	備考
専用	共用	合計	4,600	共用は別府大学（文学部・食物栄養科学部・国際経営学部）
14,302	8,496	22,798		

(4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。

校舎の敷地には、人工芝を整備した中庭等にテーブルと椅子やベンチを配置し、また、キャンパス内にグランドも整備しており、学生が交流、休息等に利用する適当な空き地を有している。

(5) 校地と校舎は障がい者に対応している。

本学では、身体にハンディを負った人にも不自由なく活動が可能な、広く開かれたキャンパス、人に優しいキャンパスとなるよう整備を行っている。キャンパス内の歩道や建物の入

り口、建物内において可能な限り段差を無くしたり、スロープを設けたりしている。また、エレベータやバリアフリートイレ、車いす利用駐車場、車いすで受講可能な教室を設置するなど障がい者への支援体制を整えている。また、学生委員会において学内全ての段差を調査し、バリアフリーマップを作成した。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。

教育課程編成・実施の方針に基づき教育目的を達成するために必要な講義室、演習室、実験・実習室を整備している。食物栄養科及び初等教育科の授業等を行う専用の講義室等は、2号館、23号館、4号館を中心に講義室34室、演習室29室、実験・実習室10室、情報処理学習室3室、語学学習施設1室を整備している。

食物栄養科、初等教育科における栄養士、保育士の養成に係る講義室、実験・実習室は、それぞれ法令の規定に基づいて整備している。

(7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。

研究室は、短大教員全員に整備されており、全て個人研究室である。各研究室には書棚、ロッカー、机等を整備し、学生指導の際に使用しやすいテーブル等も配置している。

(8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。

(該当なし)

(9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

(該当なし)

(10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。

各学科及び専攻科が定めている教育課程編成・実施の方針に基づき、講義、実験及び実習を行うための機器・備品は、表6のとおり全学で4,897点を整備しており、そのうち、令和2年度から同6年度までの5年間で新規購入または更新した機器・備品は351点である。講義等を実施するための機器・備品を整備している。

表5 短期大学部 学科別備品等集計表

新規購入分							総計	
年度	R2	R3	R4	R5	R6	合計		
食物栄養科	教具	8	14	14	1	1	38	704
	校具	0	0	130	0	0	130	440
	備品	3	0	0	0	0	3	408
初等教育科 専攻科 (初等教育専攻)	教具	1	27	0	0	0	28	1,099
	校具	0	0	4	38	0	42	205
	備品	19	1	65	0	1	86	1,748

事務	教具	9	6	0	2	1	18	27
	校具	0	0	0	0	0	0	0
	備品	5	0	0	0	1	6	31
	計	45	48	213	41	4	351	4,662

(11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。

図書館は図書館（本館）、国際経営学部図書室（ラーニングコモンズ）、大学院図書室からなっており、短期大学部で使用するのは図書館（本館）である。延床面積は 2,267 m²である。

蔵書数は令和 7 年 3 月末現在 380,757 冊、雑誌 3,200 種、AV 資料 2,713 点、座席数は 201 席となっている。令和 6 年度の入館者数は 63,843 人、貸出者数は 1,090 人、貸出冊数は 11,979 冊であった（表 7）。最近はキャレルでの学習を希望する学生が増えたため、キャレルの増設を図っている。

表 6 附属図書館貸出利用状況表

	入館者数（人）	貸出者数（人）	貸出冊数（冊）
令和 6 年度	63,843	1,090	11,979

(12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。

① 購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。

各科購入図書については、丸善のナレッジワーカーシステム、紀伊國屋書店の Bookweb Pro で注文する方法と図書注文票による注文方法があり、学科長の承認を得ることになっている。いずれも図書館で発注するシステムになっている。図書館購入図書については、図書館内規により選定している。また蔵書等の廃棄についても内規により規定が定められている。「選書ツアーア」（学生が図書館の新規受入図書を選ぶ企画。予算は一人 1 万円程度である。）は、令和 2 年度（コロナ渦）は、オンライン開催とし、令和 3 年度以降は、店舗訪問とオンライン選書のハイブリット開催とし、令和 5 年度以降は、学生の参加形態を個人から講義やゼミ単位でも参加可能とした。その結果、担当教員の指導のもと、多数の図書に接する機会が増えることとなり、図書への興味を増やす効果もあると思われる。

② 資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力に努めている。

資料の提供に関し、他の短期大学から要請があれば、資料を提供することとしている。

現状では、本学から他の短期大学図書館への資料の提供依頼は発生していない。

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準III-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準III-C-1 の現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

別府大学・別府大学短期大学部メディア教育・研究センターにおいて、学内のハードウェア及びソフトウェアの管理、専門的な技術支援等を行っている。教育課程編成・実施の方針に応じてメディア教育・研究センターの機能を向上・充実させるため、メディア教育・研究センター運営委員会を設置している。

アクティブ・ラーニング型授業の実施を拡大するため、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」等の支援を受け、平成25年度に2教室、平成27年度に2教室、平成28年度に8教室を可動机・可動椅子及び電子黒板を備えたアクティブ・ラーニング対応型教室として整備した。また、保育技術向上のため、ピアノ個人レッスン室を38室整備している。その他に2つの音楽教室がある。第2音楽教室には電子ピアノ40台設置し、学生が隨時ピアノの練習が出来る環境を整備している。また、第1音楽教室はデスクチェアを設置するとともに、床をフローリングにし、表現活動が自由に行える空間を整えている。食物栄養科では、栄養士法施行規則に定められた専用の講義室、実験室及び実習室並びに給食実習室（実習食堂を備えるものに限る）、給食実習室に必要な機械及び器具（加熱調理機器、給食計画及び実務のためのコンピュータ、食器洗浄及び消毒用機器、食器戸棚、調理機器、調理台、調理用具、電気冷蔵庫、流し、配膳及び配食用機器）を、教育上必要な数以上備え、定期的に点検・整備している。

学生のICT活用技術を育成するため、学生自身のノートパソコン等を授業に持参するBYOD（Bring Your Own Device）を推進し、平成29年度からはノートパソコンを必携としている。BYODに対応した学習環境の整備を進める目的で平成25年から学内の全教室にWi-Fi環境（BU-NET2013）を整備している。その後も、200人以上が受講可能な教室などには適宜、無線アクセスポイントを増設し、令和4年度には、ネットワーク環境の更新（授業DXのためのICT基盤整備（ネットワーク））により、最大通信速度が高速なWi-Fi6対応機器への置き換えと台数の増強を行っている。このような急速な教育の情報化に対する技術的支援は主にメディア教育・研究センターが対応している。

メディア教育・研究センターでは、日常的な技術的支援のほか、様々な設備向上にも取り組んでいる。学生が学内外のあらゆる場所から自身のノートパソコンでレポート印刷をするための設備として電子マネー対応のクラウド型のオンデマンドプリントシステムを整備している。また、学生がノートパソコン持参を忘れた場合やノートパソコンの故障等により授業の履修に支障が出ないように、貸出用PCを13台整備している。この他、ビデオカメラ、モニター、可搬式プロジェクター、可搬式スクリーンといった器機の貸出により、技術サービス・支援の充実を図っている。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

情報技術の向上に関するトレーニングについて、学生に対しては教育課程編成・実施の方針に基づき、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム(リテラシーレベル)」(令和 3 年度認定) に認定された講義内容で教員が実施している。教職員に対するトレーニングは、メディア教育・研究センターが個別的対応により実施している。令和 5 年度の e-learning システム「Moodle」のメジャーバージョンアップ時には説明会を開催し、説明動画及びマニュアルをいつでも参照できるように Moodle 内にコースを作成している。令和 6 年度は、6 月に事務会議、1 月に FD・SD 研修で「情報セキュリティ」について研修会を実施している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

ハードウェアやソフトウェアなどの技術的資源と、それらを活用するための設備に関しては、全学的な教育の情報化の推進に対応するため、計画的に整備を行っている。全ての教室で無線 LAN アクセスが可能となっている。また多くの教室でプロジェクターが利用可能となっている。

(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

教育課程編成・実施の方針に基づいた教育実践が推進されるように技術的資源の分配を適切に見直し、活用している。平成 27 年度からは学生 PC 用 Microsoft 社 Office365 ライセンスを導入し、全学生が自身の PC において無償で Microsoft Office を活用できる環境としている。また全学 Wi-Fi 環境(授業 DX のための ICT 基盤整備(ネットワーク))により、e-learning システム「Moodle」や学生向けメールサービス等は全学生及び教職員が日常的に活用し、英語学習用 e-learning システムとして「Reallyenglish」を導入し、活用されている。平成 30 年度に導入したポートフォリオ学修支援システムにより技術的支援は教育だけでなく学生支援分野へも活用が広がっている。令和 5 年度末には、「Microsoft Entra ID」を導入し学内サービス(ポータルサイト、図書館、証明書発行、出席管理)、「Google Workspace」、「Moodle」など各種システムにシングルサインオン可能な利便性と二段階認証を用いたセキュリティ対策を実現している。

(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。

メディア教育・研究センターは、各種システムの利用状況や機器の貸出状況を把握し、技術的資源の配分や適正規模について日常的に点検を行っている。一例として令和 6 年度のノートパソコン貸出数及びオンデマンドプリントの利用状況を次に示す(図 1~3)。

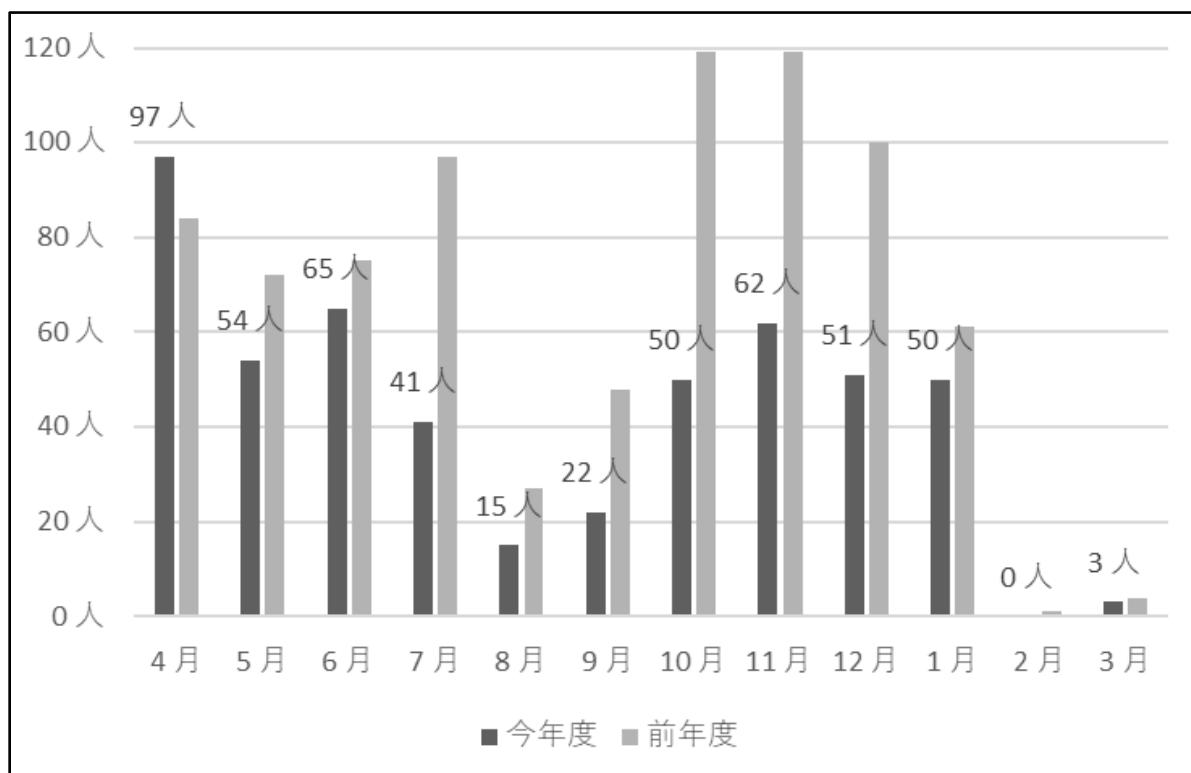


図 1 メディア教育・研究センター 貸出用ノート PC の月別利用延べ人数

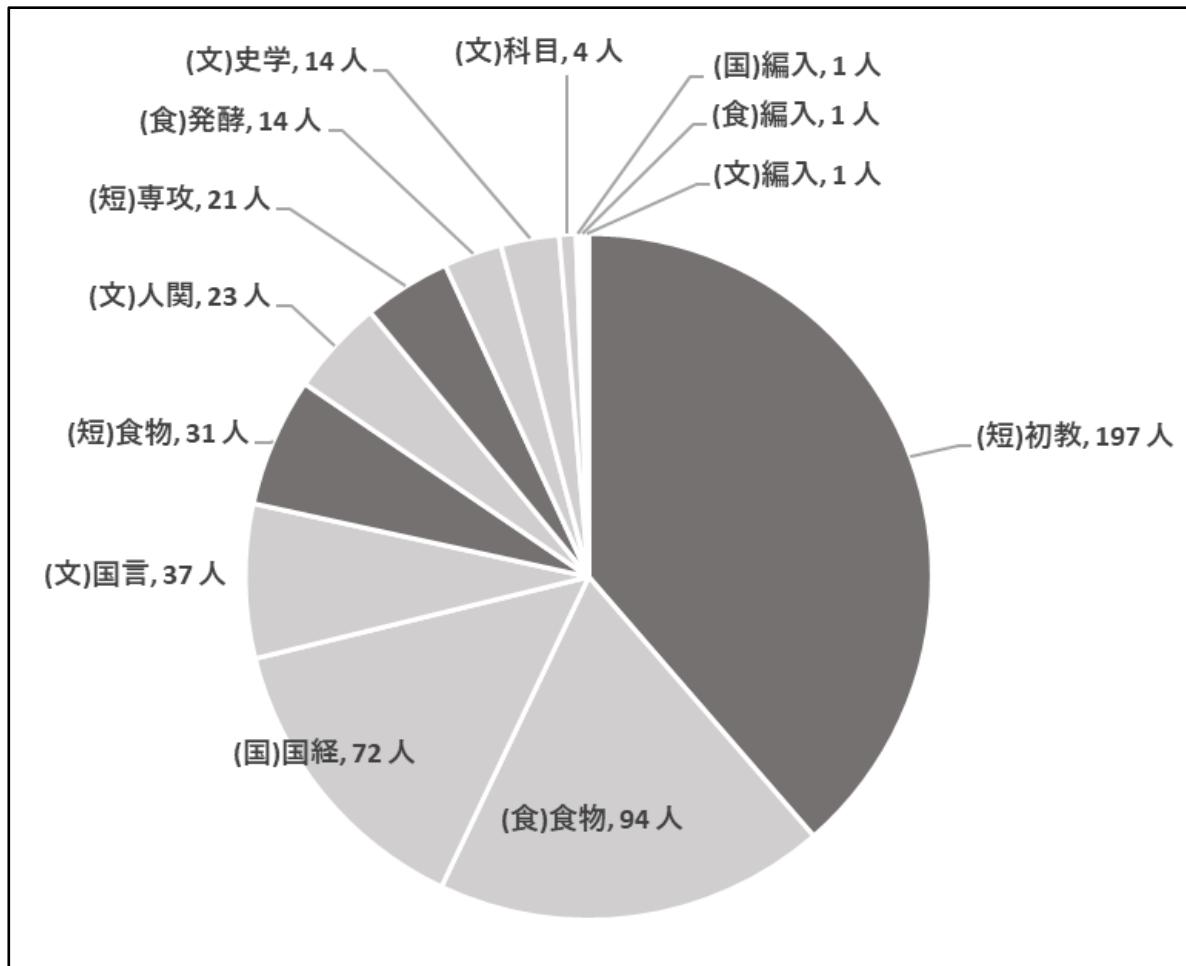


図 2 学部・学科別 貸出用ノート PC 利用延べ人数 割合

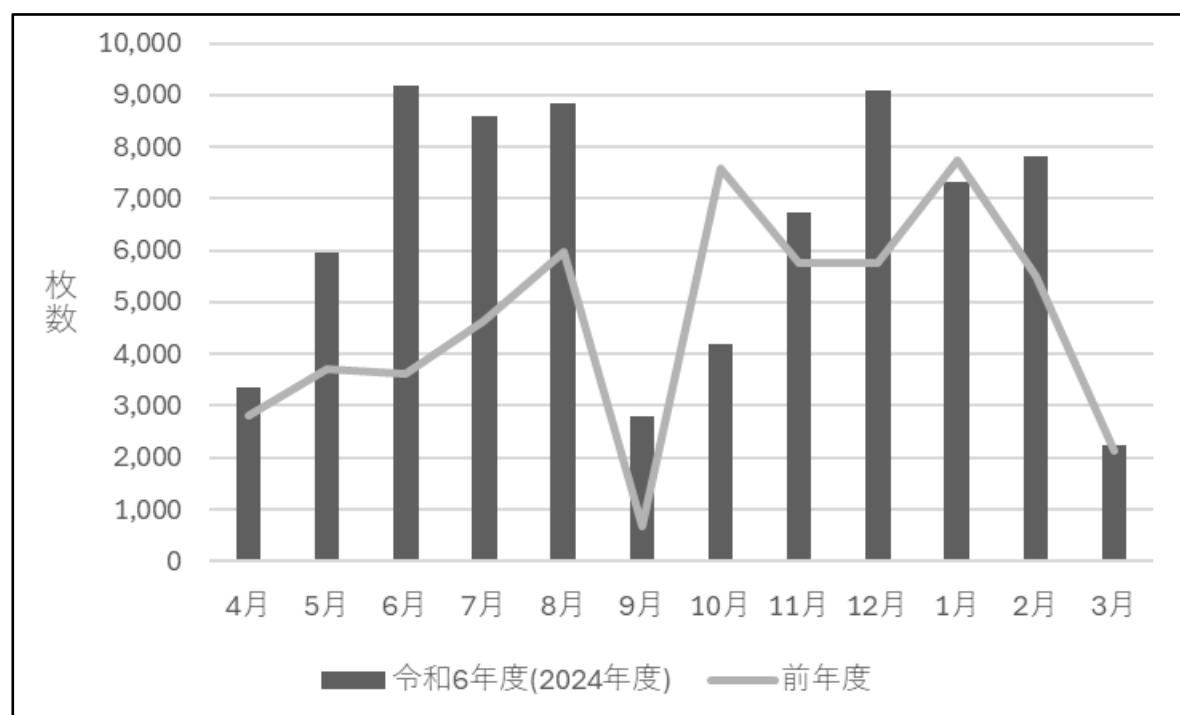


図 3 メディア教育・研究センター 課金プリント利用実績 総枚数・前年度比

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN について、普通教室、実習室及び実験室における無線 LAN 環境も全学的に整備しており、全ての教室で無線 LAN アクセスが可能となっている。

(7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。

全教員にパソコンが整備されているため、積極的に ICT を活用した授業を実施している。

また e-learning システム「Moodle」を導入しており、毎回の授業のフィードバックを携帯端末やパソコンから学生に提出させたり、ウェブサイトの掲示板機能を使ってディスカッションを開発したりする等、新しい情報技術も積極的に取り入れ、授業を実施している。コロナ禍当初から、Web 会議システム「Zoom」と動画共有サイト「Vimeo」と契約を行い、オンライン授業、オンデマンド授業にも対応している。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

本学では時間と場所を問わずあらゆる教育活動を通して情報活用能力を育成するため、BYOD による教育実践に取り組んでいる。BYOD による教育を推進するため、学内の全ての教室に Wi-Fi 環境を整備している。

<テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学の技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、社会の急速な進展に伴って大学教育に求められている高度化・専門化に対応するため、常に現状の確認を行い、サービスや設備の向上に努めている。この取組を継続するためには、教職員の資質能力を継続的に向上させるとともに、施設設備の整備を推進するための財的資源を引き続き確保していく必要がある。

<テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

本学は全学 Wi-Fi (授業 DX のための ICT 基盤整備 (ネットワーク)) が整備された環境で、全学生が BYOD による教育が展開されている。メディア教育・研究センターによる学生及び教職員の支援も充実しており、ICT を活用した教育実践に関しては先進性を有している。また、アクティブ・ラーニングを推進するための教室環境整備についても近年急速に進めている。

[テーマ 基準III-D 財的資源]

[区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準III-D-1 の現状>

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

①資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

本法人及び本学は、資金収支及び事業活動収支とともに過去3年間にわたり均衡し、貸借対照表の状況も健全に推移し、本学の存続を可能とする財務状況は維持されている。

学校法人としては、昭和46年度に学校法人会計基準による計算書類を作成して以来、令和6年度まで54年連続して経常収支差額の黒字を続け、安定した収益力を維持している。

②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

令和6年度事業活動収支決算は、事業活動収入合計51億38百万円、事業活動支出合計額51億21百万円、経常収支差額1億22百万円となっている。事業活動収支の収入超過は、基本的に定員の充足や経費の節減に努めつつ、収支を見通した予算編成を行っていることによるものと考えている。

③貸借対照表の状況が健全に推移している。

貸借対照表に関しては、平成16年度以来20年連続して借入金はなく、特定資産の積み増しも着実に行っている。

④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。

学校法人全体と短期大学部との財政上の関係についても、毎年度の計算書類において、資金収支計算書、事業活動収支計算書の学校部門別内訳を明らかにし、把握している。

⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく令和6年度決算による経営状態は、全14区分のうち「A3 正常状態」に相当しており、本法人及び本学の存続を可能とする財政は維持できている。

⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

支払資金は、令和6年度末で37億56百円、これに対して令和6年度の経常的な資金支出は(退職金、奨学費及び引当特定預金を充当した施設関係支出・設備関係支出を除く、看護学部設置経費を除く)41億38百万円であった。このような状況であっても、短期の支払余力を表す流動比率は272.1%であり、一般的に金融機関等では優良とみなされる指標である200%を上回っている。

内部留保は、第3号基本金引当特定資産を9億50百万円、将来の設備投資に備えた減価償却引当特定預金等と第2号基本金引当特定資産を計105億9百万円、退職給与引当特定預金を9億70百万円と、それぞれ目的どおりに積み立てている。

⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

これらの支払資金や内部留保が、別府大学の継続的な教育研究環境の整備や安定した人件費、教育研究経費等の支払いを担保している。これらの資産及び資金については、「学校法人別府大学資産運用規程」に従い、安全を重視した運用を行っている。

⑧教育研究経費を適切に措置している。⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。

本学の過去3年間を平均した教育研究経費比率は29.5%であり、教育研究経費は経常収入の20%程度を超えており、また、学生生徒納付金比率は55.1%、寄付金比率は1.0%、補助金

比率は30.3%であり、安定した収入源を基に、教育研究用の施設設備や図書等の学習資源に対する資金配分も十分に行われている。

⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。

本法人では、法令に基づき、監事による監事監査、公認会計士による会計監査、企画・監査室による内部監査を行っている。公認会計士による会計監査については、令和6年度で延べ420時間行われ、適切に対応している、また、その結果を「計算書類」(独立監査人による監査報告書)にまとめ、監事に報告するとともに意見交換を行っている。

⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

寄附金については、「教育研究振興資金」等として募集を行い、令和6年度は合計34百万円の収入を得た。

⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

定員充足率については、令和7年度の入学定員充足率は80.0%、収容定員充足率は86.5%であり、18歳人口の減少や高校生の4年制大学志向が強まっていることなどを背景に、定員未充足となった。

⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

このように令和7年度は定員未充足となったが、本法人及び本学は経常収支差額の黒字を継続しており、安定した支払資金や内部留保を確保した財務状況であると考える。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

本法人では、予算編成方針〔令和7年度〕、予算編成スケジュール〔令和7年度〕に基づき、理事長のもとに予算編成企画会議において予算原案を立案し、定例役員会、評議員会の審議を経て理事会で決定している。予算編成は、毎年度当初予算と補正予算に2回に分けて実施している。

②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

予算編成にあたっては、第2期中期計画及び翌年度の事業計画を踏まえ、法人の担当部署からは人件費及び施設整備費の予算計画書が、大学等の各部門からは学事計画書(年間の教育研究計画)及び教育研究機器の購入計画等が提出される。この提出された各計画書をもとに各部門の意向を集約し、予算編成方針や中期計画における収支見通しなどを踏まえつつ、適切な時期に各事業に優先順位を付け個別事業の予算化を図っている。

予算成立後は、財務部から各部門に詳細な予算内容の説明を行い、決定額を通知している。

③年度予算を適正に執行している。④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。⑤資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

予算の執行にあたっては、「学校法人別府大学経理規程」「学校法人別府大学経理規程施行

細則」、「学校法人別府大学契約事務取扱細則」等の関係規程に基づき適正に執行するとともに、一層の効率化と経費削減により収支の改善に努めている。また、施設・設備の整備計画については、資金計画と事業の優先度を十分勘案し、整備を進めている。また、予算執行状況については、月次試算表を作成し、法人事務局長及び理事を経て理事長に報告している。また、資産及び資金の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等による適切な会計処理に基づいて記録し、資産運用規程に基づき安全を重視した運用を行っている。会計年度終了後は、2か月以内に決算案を作成し、監事監査、公認会計士監査、内部監査の三者による「三様監査」を受け、その意見を付し、定例役員会で事業報告書案とともに決算案を審議した上で、理事会で審議・決定した後、評議員会に報告している。

[区分 基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

＜区分 基準III-D-2 の現状＞

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

食物栄養科は栄養士養成、初等教育科は保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の養成が目的であり、両科ともこれら地域を支える有資格者を養成する教育機関として発展していくことをを目指しており、本学の将来像は明確である。

(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

食物栄養科及び初等教育科は、長年に亘り多数の栄養士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成し、大分県内では、本学と卒業生の就職先・実習先とのネットワーク網は広く深く構築されている。この結果、毎年高い就職率を安定的に維持していることは、今本学の「強み」であると理解している。

(3) 経営実態、財政状況に基づき、経営（改善）計画を策定している。

①学生募集対策と学納金計画が明確である。②人事計画が適切である。③施設設備の将来計画が明瞭である。④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

本法人では、法人及び各学校の目指すべき将来像の実現に向け、総合5か年計画「学校法人別府大学第3期中期計画（令和4年4月から令和9年3月）」を策定し、この中期計画に沿って各年度の事業計画・事業報告を作成し、PDCAサイクルに基づいて業務の改善、経営基盤の確立に努めている。

この中期計画においては、「学校法人別府大学人事基本方針」及び「学校法人別府大学財務基本方針」を定め、財政状況等を踏まえた適切な人事管理、人材育成、予算編成、外部資金等の確保、経費の節減、キャンパス環境の整備等の計画・方針を明確にし、人件費の削減、経営基盤の安定化を進めることとしている。また、中期計画の本文においても、学生募集対策、組織運営、人事制度の改善、財務基盤の安定化、資金の有効活用、キャンパス環境の整備などの項目を掲げ、中長期的な視点に立った経営改善を着実に行い、経営基盤の安定化を

図っている。

(4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

令和6年度の定員充足率は、入学定員充足率93.2%、収容定員充足率94.2%であり、定員未充足ではあるが、令和6年度事業活動収支計算書における短期大学部の経常収支差額は6百万円の黒字であり、短期大学部の定員管理とそれに見合う予算編成をしており経費支出はバランスが取れている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができる。

また、本法人では、経営情報の公開と中期計画の目標達成に向けた教職員の理解と協力を得るために、学長が学科長会議や教授会等を通して本法人全体の動向や経営情報を説明し、さらに、理事長自ら、別府大学との合同教授会や事務職員研修会等で、本法人の経営状況等を説明している。これらの努力により、教職員の間にはコスト意識をはじめ、運営面への理解が深まり、危機意識の共有もできている。

＜テーマ 基準III-D 財的資源の課題＞

今後も安定した経営と健全な財務状況を継続するためには、収入では、運営の主財源である学生納付金と経常費補助金を安定的に確保することが重要である。このため、大分県内からの進学者が90%以上である本学では、学生募集戦略会議を中心に、大分県内の高等学校や附属学校である明豊高等学校との連携強化を図っている。経常費補助金については、交付内容等の分析・報告に基づき、教職員が一体となり、増額に向けて積極的に取り組むことが求められる。

支出では、予算規模を縮小させつつも、常に収支均衡を図り、限られた財源を有効活用するに、戦略的で効率的な予算配分を行っている。具体的には、各事業に優先順位を付けることや、学校法人としての重点事業を定め、これを予算に反映させるため「別府大学GP」「学長裁量経費」と呼ばれるインセンティブ経費を置くことなどにより、組織に刺激と活力を与えるよう努力している。また、今後の資金や収支に大きな影響を及ぼす施設設備投資については、学生数の将来動向も見据えながら、計画的かつ慎重に実行する必要がある。

これらを着実に実現していく要は、教職員の理解と協力であり、引き続き学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関し、理事長等が率先して機会をとらえて行っていく必要がある。

＜テーマ 基準III-D 財的資源の特記事項＞

学校法人別府大学では、教育機関としての社会的使命と目的を果たし、安定的な経営と教育研究の更なる向上を図るために、令和4年度から第3期中期計画をスタートした。

この中期計画の達成を実質的なものとするため、中長期的な運営方針として、人事と財務の基本方針を定めており、中期計画のより着実な達成を図ることとしている。

「学校法人別府大学人事基本方針」は、人事管理、人材の確保・育成、人事評価を柱とし、財政状況等を踏まえた適切な人事管理、柔軟性・機動性のある教職員組織の構築による人件費の抑制、経営基盤の安定化を進めることとしている。

「学校法人別府大学財務基本方針」は、財政状況等を踏まえた適切な財務運営・管理を

行い、経営基盤の安定化を図るため、学生納付金・寄附金等の自己収入の安定的な確保、収支バランスの改善、人事基本方針に基づく人件費の抑制等を図ることとしている。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

令和元年に認証評価を受審した際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画は次のとおりである。

教育力の強化、地域連携の推進、組織ガバナンスの強化、経営基盤の強化という重点目標を定め、その目標を達成すべく事業を実施しているところである。

また、本学においては併設する大学と共に「第2期中期計画（平成29年度－平成33年度）－全学生の人間的成长と就職（社会的自立）を目指して－」を定め、入学定員充足率100%、中退率3%以下、就職率100%という具体的な数値を重点目標に掲げ、その目標を達成すべく実施状況を確認の上、毎年の改善計画をたて事業を実施しているところである。

教育資源については、引き続き現在の教員・事務組織を維持しながら、FD・SD研修等により個々人の能力を向上させ教育力の強化及び具体的な数値を達成すべく必要な改善を実施していく。

また、平成30年度に導入したポートフォリオ学修支援システム等の技術的資源を活用した学生・教職員の教育支援を充実させていく。

財的資源については、今後も安定した経営と健全な財務状況を継続するため、学生納付金と経常費補助金を安定的に確保していく。

学生確保のためには、キャリア支援の充実や就職率の向上、教育環境の整備、広報活動の強化などを引き続き積極的に行う。また、学生募集戦略会議を中心に、大分県内の高等学校、附属学校である明豊高等学校及び県外高等学校との高大連携を積極的に進める。

支出では、常に収支均衡を図り、限られた財源を有効活用するために、戦略的で効率的な予算配分を行う。具体的には、各事業に優先順位を付けることや、学校法人としての重点事業を定め、これを予算に反映させるため「学長裁量経費」などのインセンティブ経費を置き、組織に刺激と活力を与える。

これらを着実に実現するためには、教職員の理解と協力が必要であることから、経営情報について教職員への説明を引き続き行い、問題への理解や危機意識の共有を図る。

【基準IV 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事会運営]

[区分 基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

〈区分 基準IV-A-1 の現状〉

(1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

理事長は、就任以来、法人全体の運営に強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、建学の精神、基本理念等を体して改革の強い意志とそれを実現するための高い志を持って法人経営にあたっており、教職員を力強く牽引している。また、激しく変化する経営環境の中で、現場の動向等を常に把握し、堅実な判断と素早い行動力で重要な問題の解決に常に全力を傾注している。

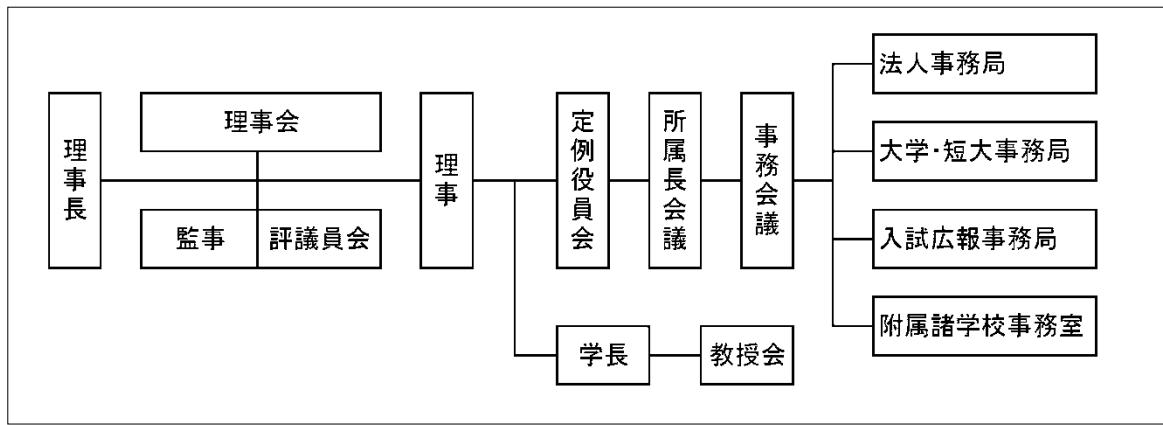
理事長は、本法人の目指すべき将来像の実現に向け、総合5か年計画「学校法人別府大学第3期中期計画(令和4年4月から令和9年3月)」を策定し、この中期計画に沿って各年度の事業計画を策定し、年度末にその実績を事業報告書として取りまとめ、その達成度を評価し、見直し等が必要な事項には改善を施すなどP D C Aサイクルに基づいたマネジメントプロセスにより、強固な経営基盤の確立に向けた取組を進めている。このことにより、本法人及び本学は中長期的な視点に立った経営改善を着実に行い、経営基盤の安定化を図ることができている。

(2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

本法人では、理事長について、「法人を代表し、その業務を総理する」と寄附行為第14条第5項で定めるとともに、「学校法人別府大学管理運営規則」第23条において「法人を代表し、理事会の決定事項の執行にあたる」と定めている。

理事長は、この規定に基づき、理事会で決定された法人業務に関する重要事項を適切に執行している。また、寄附行為第20条に「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項の他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」とし、「学校法人別府大学学園理事・評議員会規程」に基づいて定例役員会(正式名称は学園理事・評議員会)を週に一度開催し、広く意見を求める上で最終的に理事長が決定するなど意思決定の透明性と堅実性を確保している。

理事長は、この定例役員会の議長として、情報交換と協議を活発に行い、法人と各学校の改善・改革に必要な施策を推し進めるなど日常的に本法人の運営全般に対してリーダーシップを発揮している。また、週1回開催される定例役員会では、機動的な意思決定が行われ、その決定事項は、出席者を通じて各部署へ迅速に伝達される体制(図4)が確立されており、本法人と本学の円滑なコミュニケーションに基づいた運営が図られている。



理事長は、寄附行為第67条に基づき、毎会計年度終了後3か月以内に、監事及び会計監査人の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めており、また、寄附行為第17条に基づき、理事会を招集し、その議長を務め、本法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、毎年3月、6月、12月に開催している。また、臨時会は、必要がある場合に招集している。評議員会は毎年6月に定時評議員会を開催している。また、臨時会は、必要がある場合に招集している。

決算については、寄附行為に定める会計年度の規定により、決算原案についての監事監査会を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事、財務責任者、企画・監査室及び公認会計士から決算の概要や内部監査の実績を聴取し、業務執行や財産の状況を監査している。監査結果については、毎年6月の理事会で議決した後、前年度の決算報告及び事業報告を定時評議員会において行い、委員の意見を求めている。

監事は、寄附行為第22条に基づいて、教職員、役員、評議員以外の者で理事会において選出した候補者のうちから、監事の同意を得て、評議員会の決議により選任している。監事2名は非常勤であり、令和6年度はほぼすべての理事会・評議員会に出席し、必要な説明を受けた上で、業務執行状況の適否を判断している。

本法人においては、監事による業務監査及び会計監査のほかに、公認会計士による会計監査を受けている。この会計監査は、延人日数で年間約60日行われ、取引内容、会計帳簿書類、備品等実査、決算書類等による監査が定期的に行われている。また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、経営責任者に対して運営方針や将来構想等を聴取するなどの監査も行っている。

また、平成26年4月に理事長直属の企画・監査室を設置し、本学各部署の業務及び経理について、理事長の命を受けて内部監査を実施している。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準IV-A-2 の現状>

(1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、私立学校法第36条第2項の規定に基づき、寄附行為第13条において「法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定されている。また、管理運営規則第21条において、法人の最高意思決定機関と定められている。このように、業務の意思決定機関であり、かつ業務執行の監督機関であることが明確に位置づけられている。さらに、寄附行為では、これを明確化するものとして、「役員として理事8名以上11名以内を置くこと」、「理事のうち1名を理事長とすること」、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理すること」、「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しないこと」、「理事会の議決は、法令及びこの寄附行為に特別に定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、重要事項については議決に加わることのできる理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない」等の記載がある。これらの規定は、全ての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定ができる体制を整備するとともに、代表権のある理事長が業務執行を統括し、業務執行を行う理事長及び理事に対する理事会の監督権限を明記したものである。

理事長は、寄附行為第17条第5項の規定に基づき、理事会の開催にあたって日時及び場所並びに付議すべき事項を書面にして事前に通知している。そのため理事の全てが提案事項を良く理解し、審議を進めている。なお、学外の理事は、他に本務を有しており、多忙な中で議案書を精査し、業務を調整して出席している。理事会は、「学校法人別府大学理事会会議規則」により、毎年度6月、12月及び翌年の3月にそれぞれ1回、加えて必要がある場合に臨時会を招集し、理事長が議長を務め、本法人の意思決定機関として適切に運営している。令和6年度の理事出席者数は、定例理事会では5月9人、12月10人、3月10人で出席率96.7%となっている。また、臨時理事会では、10月9人で出席率90%と高い出席率を維持している。

(2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

今回の認証評価の受審にあたっては、短大基準協会による認証評価を受けることを定例役員会で決定し、自己点検・評価報告書に関しては、定例役員会の議を経て完成させた。また、理事長及び学長は、自己点検・評価報告書の内容を理事会に報告している。理事会、定例役員会及び理事長は、本学が高等教育機関として教育研究水準の向上を図り、自己点検・評価を基に、一定期間ごとに、認証評価機関による認証評価を受け、その評価結果を踏まえて自ら改善することを理解し、その役割を果たしている。

(3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会の情報収集については、理事長及び理事が、短期大学協会及び文部科学省等が開催している私学リーダーズセミナー、教職員研修会及び私立大学経営問題協議会等に出席して各種の情報を収集するとともに、全国の短期大学部の厳しい経営状況等を多方面から分析し、提供している。また、学内においては、教授会や各種委員会等の審議事項及び報告事項などの情報が報告されている。

(4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

学内理事及び学外理事とともに、私立学校法をはじめ関係法令を熟知しており、理事の責務

を認識している。学内理事は、高等教育に広く精通しており、実務の経験も有している。また、学外理事は、企業等においても豊富な経験を有しており、高等教育の状況にも精通している。

(5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事会は、学校法人及び短期大学部の管理運営に関する諸規程を整備している。

学校法人別府大学の規程集には、法人並びに短期大学部及び大学の規程を登載し、細かく分類している。第1篇は「基本」として本法人の管理運営に関する基本的な規程を整備しているほか、第4篇に短期大学部の規程を整備している。また、短期大学部と大学の双方に関する施設については、第5編に別府大学・別府大学短期大学部合同規程として整備し、第7編に「総務・管理」、第8篇は「服務・人事・給与」及び第9編として「財務会計」に関する規程を、それぞれ整備している。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3 の現状>

(1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。

学外理事及び学内理事とともに、本法人の建学の精神を十分理解しているとともに、法人の健全な経営について学識及び識見を有しており、責務の重大さを認識している。理事選任機関は、寄附行為第6条により理事会と定められている。理事の選任については、私立学校法第31条(役員の選任)に基づいて寄附行為第7条に規定しており、これらの規定に基づき、理事選任機関により適切に選任している。なお、定数については寄附行為第5条に8名以上11名以内と規定している。寄附行為第7条第1項第1号による理事は、学長(校長)のうちから理事選任機関において選任した者2名以上3名以内、第2号による理事は、第1号に掲げる者のほか、理事選任機関において選任した者6名以上8名以内となっている。第2号理事については、多様な意見を取り入れるため、本法人の経営について学識及び見識を有する3名の理事を経済界等の外部から選任し、学内者のみに偏ることない構成としている。また、役員である理事が法令の規定等に違反したときなどの解任や学校教育法第9条に該当するに至ったときの退任については寄附行為第10条に規定している。

(2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

また、寄附行為第6条第3項において「理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない」と定めており、理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

現在、理事長のリーダーシップについて、特に、課題はなく、学校法人の管理運営体制は機能している。

理事長は、定例役員会を毎週月曜日を開催し、各学校の現況や課題等を把握しながら、幹部

教職員の共通理解のもと、機動的な業務遂行に当たっている。

また、本年度は学校法人別府大学第3期中期計画(令和4年度から令和9年度)の中間年に当たり、中期計画に定める4つの重点目標(①教育力の強化、②地域連携の推進、③組織ガバナンスの強化、④経営基盤の強化)も着実に実行され、成果を出している。今後も、理事長のリーダーシップの下、継続的な改善を行いながら、計画達成を図っていく必要がある。

＜テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項＞

理事長は、就任以来、健全で安定した財政運営、組織の見直し、広報の強化、教育環境の整備等に積極的に取り組み、優れた成果を上げている。

財政運営では、基本金組入前収支差額で黒字を維持し、支払資金や積立金も毎年確実に増加させている。広報面では、JR大分駅・別府駅・宮崎駅でのデジタル広告の設置、テレビコマーシャルの実施などに取り組んでいる。教職員の資質能力やモチベーションのアップにも心を砕き、研修の充実を図っているほか、大学・短大の教員を除く全教職員の人事調書の提出及び幹部職員の面接によって職員一人一人の業務の状況や課題、異動の希望等の把握を行っている。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

＜区分 基準IV-B-1 の現状＞

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、教授会開催に向け、学長、学長補佐、学科長等を構成員とする「短期大学部企画運営会議（以下、「企画運営会議」と言う。）において事前に議題等に関する検討及び調整を行っている。また、調査の必要な事項に関しては、学科及び各種委員会に資料の提出を要請するなど、事前に情報収集や関係部署との意見交換を通して内容を客観的に把握し、「別府大学短期大学部教授会運営規程」に則って教授会に臨み、最終判断を行っている。

②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。

現学長は、令和4（2022）年度に別府大学学長に就任し、翌5（2023）年度に短期大学部の学長を兼任した。大学学長としては、業績調書に示すとおり、本学に38年間勤務し、その間学生部長、文学部長などの役職を歴任したこと、研究業績、教育経験、社会的貢献度及び人格評価において適任と判断されたことにより任用された。短期大学学長としては、大学学長としての経験に加え、本学着任後3年間短期大学に勤務し、その後法人理事として長年短大の運営に関わり、更に学生募集統括本部長として長年短期大学の学生募集に携わった経験等を評価され、選任された。以上の経緯から、短期大学を運営する学長として適格であ

ると思量している。

③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、入学式や卒業式等公式の行事においては建学の精神「真理はわれらを自由にする」について必ず言及し、学生のみならず教職員に本学教育の原点についての振り返りを促している。学生に対しては、各科共通の教養科目「基礎演習」における「建学の精神 学長講話」の授業を通して、「建学の精神」の趣旨とその今日的意義について解説している。教職員に対しても、新任教職員の研修に当たり、学園・大学の歴史とともに「建学の精神」及び教育目的について必ず解説している。また上記「基礎演習」の授業には教職員も同席することから、授業そのものが教職員への研修の機会ともなっている。

本学は学修者本位の教育を旨としているが、それを鋭意推進し教育の充実を図るために、教員の教材研究及び個人研究の時間を十分確保することが重要である。そのため本学が大学・短期大学を併設しているというメリットを生かし、各種委員会の共同開催や入試日程の一元化などを図り、教員の校務負担の軽減化に努めている。また、「学長裁量経費」からの経費負担により若手教員の個人研究を支援し、研究力の向上を図っている。

④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）について「別府大学短期大学部学則」第64条に定め、懲戒の手続きについては「別府大学等学生懲戒規程」を別に定めている。

⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、「学則」第8条（教職員）第3項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と、その任務が定められている。学長はこれに従い、毎月の「企画運営会議」に学校運営上必要な議題を提案し、当会議及び教授会の議を経て校務を執行している。また、学部・学科、各種委員会あるいは教職員からの稟議書を閲覧し、必要な決裁を行っている。更に毎週開催される学内定例役員会に上程された案件について必要に応じて学内で周知し、実施せしめている。

所属職員に関しては、毎年「学長と教員の意見交換会」を開催し、各学科の教員の服務等に関し意見交換を行っている。また、年度末に教員が作成する自己点検評価書を閲覧するとともに、教授会や各種委員会の議事録などを通して教員の学内活動に目配りを施し、時に教員の公開授業を見学などして、その教育・研究・社会貢献及び学生支援の状況を把握している。また、必要に応じて管理職あるいは教員個人と面談を行うなどして所属職員の統督に努めている。なお、上記の教員自己点検評価書をもとに、毎年、優秀教員を法人に推薦し、その実績を処遇（期末手当）に反映してもらっている。

⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、「別府大学学長並びに別府大学短期大学部学長選任規程」第1条（選任の方法）に基づき理事会において選任され、理事長が任命している。また、学長の職務は「学則」第8条（教職員）第3項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められており、学長はこれを遂行している。

学長は教学運営に当たって、まず年度当初の「合同教授会」において当該年度の運営方針を表明している。その後、その方針の下で毎月、短期大学の事務局長と当月の教学運営に係る業務を協議・立案し、それを短期大学幹部で構成する「企画運営会議」に諮り、教授会の議を経て計画を遂行している。当月業務の立案に当たっては、教学、学生指導ほか大学運営に係る各種委員会所掌の事案あるいは法人関連の事案も含めて検討している。

(2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。

①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

学長は「別府大学短期大学部教授会運営規程（以下、「教授会運営規程」と言う。）第5条に従い、規程所定の事案について教授会の意見を聴取している。教授会に提案する議題は事前に「企画運営会議」において議題に挙げており、当会議に参加する学科長を通して学科教員に周知されている。また、教授会の議案書や関係資料は教授会開催前に学内オンライン教学支援システム（moodle）上に掲示し、教員が事前に閲覧できるように配慮している。

②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

上記の通り、本学は「教授会運営規程」第5条に教授会の意見を聴取する事項を定めている。学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育・研究等に関する重要事項などは当然その中に含まれており、学長は当該事項の審議に当たっては、教授会の意見を聴取した上で決定を行っている。

③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。④教授会議事録を整備している。

本学は「教授会運営規程」第4条に学長が短期大学部教授会を招集して議長を務め、また「別府大学・別府大学短期大学部合同教授会規程」第4条に、本学学長と併設されている別府大学の学長が「合同教授会」を招集することが定められおり、規程のとおり実施されている。「合同教授会」は毎年4月当初に開催され、当教授会では大学の学長が議長となり、会議を運営することが定められている。また、本学教授会及び合同教授会においては必ず議事録を作成し、学長と各事務局長が署名・捺印し、事務局がこれを保管している。

⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つの方針（以下、「3ポリシー」と言う。）を策定するに当たっては、大学としての策定方針を立案し、それを「企画運営会議」・「教授会」に諮り、各学科はそれに基づきポリシーを策定する、といったプロセスを踏んでいる。また、「3ポリシー」を改訂する場合も必ず「企画運営会議」・「教授会」に諮ることとしている。こうしたプロセスを通して、教授会の構成員は3ポリシーの必要性と機能を認識し、教育の質の保証に努めている。

学生の「学習成果」については「アセスメント・ポリシー」を策定し、学修・学生生活・就職先の所見等について調査を行い、学生の学修成果を測定して、これを教学・学生指導・就職支援などに活用している。この学習成果の可視化に関して、教授会は積極的に関わっており、各種アセスメントの実施に当たって、各学科教員が学生に連絡・指導を行い、調査結

果の分析・考察を行っている。そして、その結果を毎年、教職員の FD・SD 研修会で報告し、当然のことながらその知見をもとに教職員は学生指導に当たっている。

⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

本学は大学の管理運営に係る委員会として、「教務委員会」、「教職課程委員会」、「学生委員会」、「就職委員会」、「入試委員会」、「高大接続委員会」、「FD 委員会」、「紀要委員会」、「任期付教員に関する審査委員会」を置くほか、附属施設として「幼児・児童教育研究センター」を置いている。これら委員会・センターについては目的・任務・構成員等を取り決めた規程を定めている。委員会のうち、大学運営上重要な「教務委員会」と「学生委員会」はそれぞれ教務担当学長補佐と学生担当学長補佐が委員長を務めている。委員会等は定期的に会議を開催し、その任務に係る事項を審議し、必要に応じて「企画運営会議」・「教授会」に上程して審議を仰いでいる。学長は会議の都度、その議事録を閲覧し委員会の動向を把握するとともに、「企画運営会議」・「教授会」に上程・審議された事項について必要に応じて決裁を行っている。

＜テーマ 基準IV-B 教学運営の課題＞

①18歳人口漸減期に対応するための組織改革

本学の教学運営については組織的な意志決定プロセスが整備されているので、現状で特段の課題は見出しがたい。ただ近年、短大への進学率が年々下降し、昨年の学校基本調査では4大の59.1%に対し、短大は3.1%（前年差マイナス0.3ポイント）となっている。今後の18歳人口の動向、特に2029年以降の漸減期の到来に思いを及ぼすと、いつ想定外の事態が出来するかも知れないので、こうした事態に迅速に対応できる最上位の意志決定組織とそれを支える情報収集・分析組織の開設を検討する必要があると考えている。

②短期大学部企画運営会議の拡充

現在、短期大学部の企画運営会議は、副学長（教務担当学長補佐兼務）、学生担当学長補佐、食物栄養科・初等教育科の学科長と学科長代理、短大事務局長をもって構成している。4大は入試担当と就職担当の学長補佐を設け、企画運営会議の構成員としているので、短期大学部もこれに倣い入試委員会と就職委員会の委員長を企画運営会議の構成員に加え、教学を補助する分野の意見も取り入れながら、総合的な議論ができるよう組織の拡充を図る必要を感じている。

＜テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項＞

①大学・短大併設の利点を生かした管理運営組織の運営

本学は4大と短期大学を同一キャンパス内に併設している。そのため教室を始めとする施設・設備は大短で共有し、教学と学生支援を行っている。こうした併設の利点を生かし、大学・短大の管理運営組織も大短統合でできるものは統合し、合同開催できるものは合同で行い、そうでない場合にあってもできるだけ大短で歩調を合わせた運営を行っている。こうした運用によって、教員数の少ない短期大学においては各種委員会の要員数を削減することができ、教員の教育・研究に費やす時間のゆとりを確保し、また事務組織においても窓口業務を一元化することが可能となっている。

②学長の大学・短大兼務

令和 5 年度から大学の学長が短大の学長を兼務している。大学と短大が同一キャンパス内に併設されていることもあり、学長の両学兼務より学園内意志決定プロセスが簡便化し、両学の教学・学生支援における業務の一元化もスムーズに行われている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

(1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。

監事は、寄附行為第 22 条第 1 項において「評議員会の決議によって選任する」と規定され、同第 26 条第 1 項において「理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない」と規定されており、これらの規定に則して監事の同意を得たうえで、評議員会の決議によって適切に選任されている。

(2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。(3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。(4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、2 名とも非常勤であり、理事会及び評議員会に出席し必要に応じ意見を述べている。令和 6 年度においても 3 回開催された定例理事会・評議員会、1 回開催された臨時理事会・臨時評議員会に出席し、必要な審議事項や報告事項の説明を受け、業務の執行状況等の監査を実施している。また、監事は寄附行為第 29 条第 3 項により理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査を行っている。

監事は、決算原案についての監事監査会において、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要を聴取し、会計監査を実施するとともに、企画・監査室から内部監査の実施報告を受け、かつ翌年度の監査計画についても協議している。本法人の業務又は財産の状況については、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

さらに、公認会計士による監査時に監事が立会い、相互に意見交換を行うなど公認会計士と緊密な連携を図っている。また、監事監査の質的な向上を図るため、毎年、開催される監事研修会に出席し、監事監査を充実・強化している。

なお、内部監査については、理事長直属の企画・監査室が、理事長の命を受けて、本学各部署の業務及び経理について、適法性及び合理性の観点から公正・不偏かつ客観的な立場で評価を行い、業務や経理処理に問題がある場合は指摘し、改善を求めている。内部監査は年度当初に立てた内部監査計画に沿って行うが、その監査結果については、該当する部門だけでなく、監事、公認会計士、定例役員会にも報告し、情報共有を図っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

(1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。

評議員は、寄附行為第31条に基づき、評議員会が選任した職員4人と卒業生4人、理事会が選任した学識経験者4人、合わせて12人で構成している。

評議員会は、多様な意見を採り入れるため、年齢や性別を考慮した8人の評議員を外部から選任し、評議員会のチェック機能が有効に働くようにしている。また、会議への出席率は、平成6年度5月は21人、10月は20人、12月は22人、3月は22人で、その実出席率は96.6%であり、出席状況は良好である。

(2) 評議員会は、適切に運営している。

評議員会への諮問事項は、寄附行為第36条第2項において次の1)から9)のとおり規定し、私立学校法第76条の規定に従い、運営している。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
- 二 多額の借財
- 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- 五 私立学校法第23条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- 六 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

(1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。

会計監査人は、寄附行為第49条において「評議員会の決議によって選任する」と規定され、同第52条第1項において「評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する」と規定されており、これらの規定に則して監事の決定した議案に基づき、評議員会の決議によって適切に選任されている。

(2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監

査している。(3) 会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

会計監査人による会計監査は、年間を通して延べ 420 時間行われており、理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による監査が定期的に行われている。また、寄附行為第 54 条に基づき、法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、その立場から経営責任者に対して運営方針や将来構想等を聴取した監査も行っている。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

現在、ガバナンスについて特に解決すべき喫緊の課題はない。今後は、改正私立学校法に基づいた運営を行うとともに、理事会の開催回数を増やすなどにより、学校法人全体として適切なガバナンス力の向上に努めていきたい。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

監事監査に関しては、教学面の業務監査を充実してきたところであり、今後はリスク評価に基づいた監事監査の充実を図っていきたい。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

＜区分 基準IV-D-1 の現状＞

(1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。

教育情報については、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育研究上の目的や基本組織、教員の数や学位・業績、入学者数、収容定員、在学生数、就職状況、授業科目、成績評価基準、校地校舎、学納金、修学支援など、教育研究上及び修学上の基本的な情報を本学ホームページで公表している。

財務の情報公開については、私立学校法の規定に基づき、予算成立後、速やかに予算書と事業計画を財務部内において閲覧に供するとともに、ホームページにおいて広く公開している。また、決算については、理事会・評議員会で承認された後、事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録総括表、監事監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書、財務諸表の 3 か年推移及び推移グラフ、学校法人会計と企業会計の違い、学校法人会計の科目説明をホームページに掲載し公表している。また、学園広報誌「Be-News」及び学内掲示板に収支計算書及び事業報告の概要を掲載・掲示している。また、私立学校法に基づき、これらの計算書類、監事監査報告書、財産目録、事業報告書を財務部において閲覧に供している。

(2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

ガバナンス・コードに関しては、日本私立大学協会が平成31年度に作成した「私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に準拠して、本学独自の「学校法人別府大学(別府大学・別府大学短期大学部)ガバナンス・コード」を令和3年度に策定し、遵守状況を毎年点検し、その結果をHP上で公表してきた。他方、昨年度、日本私立大学協会において、新たな「私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」が策定され、令和7年度から施行された。別府大学短期大学部は、別府大学とともに、この<第2.0版>を令和7年度から受け入れ、今後、同協会の指定様式に基づいて毎年遵守状況を点検し、その結果をホームページで公表するとともに、本学は日本私立短期大学協会に(別府大学は日本私立大学協会に)それぞれ報告することとしている。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

現在、情報公開について特に解決すべき喫緊の課題はない。今後は、法令に基づき、理事会の開催回数を増やすなどにより、学校法人全体として適切なガバナンス力の向上に努めていきたい。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

現在、情報公開について特に特記すべき事項はない。

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画は次のとおりである。

今後は、理事会の開催回数を増やすなどにより、学校法人全体としてガバナンス力の向上に努めていく。18歳人口減少による志願者数減少対策として、高大接続事業及び広報活動に関する改善に取り組み、志願者確保につなげる。相互評価の実施については、関係諸機関の協力を得てこの数年のうちに実施する。今後とも理事長及び学長のリーダーシップのもと、「第42期中期計画」の達成と経営基盤の確立に向けた取り組みを進めていく。

理事会については、議題に応じて適切な回数を開催するとともに、寄附行為第20条によって理事会からあらかじめ委任を受けた事項について、定例役員会(正式名称は学園理事・評議員会)を週に一度開催し、情報交換と協議を活発に行い、機動的な意思決定に努めている。また、その決定事項は、出席者を通じて各部署へ迅速に伝達し、法人と本学の円滑なコミュニケーションに基づいた運営に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

現在、ガバナンスについて、特に、解決すべき喫緊の課題はない。今後は、改正私立学校法に基づいた運営を行うとともに、学校法人全体として適切なガバナンス力の向上に努めていきたい。